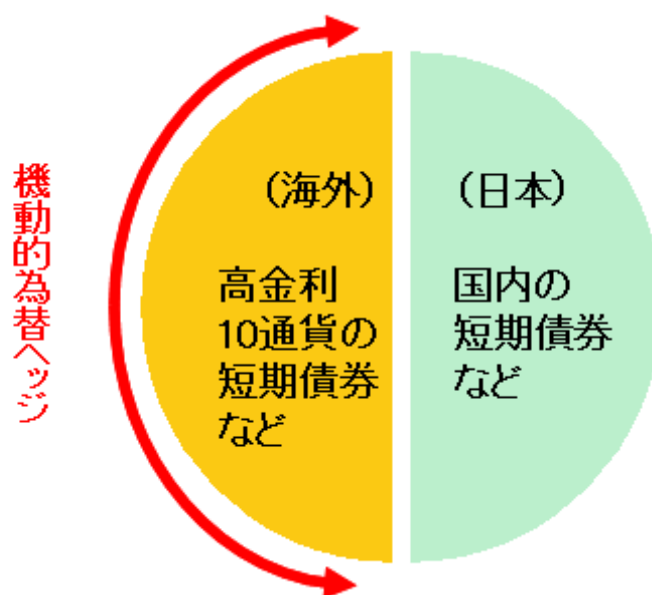


【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 6 月26日
【計算期間】	第 5 期 （自 平成20年 9 月30日 至 平成21年 3 月30日）
【ファンド名】	働くサイフ
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
【事務連絡者氏名】	犬伏 貴民
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****（1）【ファンドの目的及び基本的性格】**

- ① ファンドの目的
投資信託証券を中心に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
- ② ファンドの基本的性格
ファンド・オブ・ファンズ
※「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「主として投資信託証券に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。
- ③ ファンドの特色
海外と日本の短期債券などに50%程度ずつ投資を行ない、リスクに配慮しながら資産の安定成長をめざします。

<「働くサイフ」の仕組み（イメージ図）>

為替ヘッジには円高時に為替差損の回避を図れる反面、ヘッジコスト（概ね対象通貨との短期金利差）分、リターンが低くなったり、円安時に為替差益を得られないというデメリットがあります。当ファンドでは、基準価額水準や為替動向などを注視しつつ、機動的に為替ヘッジを行ないます。

- 1) 「マルチカレンシーファンド クラスA」を通じて、純資産総額の50%程度は、海外の高金利10通貨の短期債券などに投資します。
- ① 経済協力開発機構（OECD）^{*1}加盟国およびこれらに準ずる国^{*2}の通貨建ての短期債券などに投資します。
 - ② 原則として、相対的に高金利の10通貨に均等分散します。
 - ・投資通貨の見直しは年2回行ないます。ただし、必要と判断した場合は別のタイミングで一部投資通貨の入替えを行なうことがあります。
 - ・原則として、10通貨への投資配分は概ね均等を維持しますが、流動性や金利状況などを勘案して、組入通貨数が10とにならない場合や各通貨への投資配分を均等としない場合があります。
 - ③ 投資対象債券は、原則として高格付の短期債券とします。
 - ・原則として、長期格付でA格相当以上^{*3}または短期格付でP-2格相当以上の格付を取得しているものに投資します。
 - ・残存期間が1年以内（変動利付債券の場合は10年以内）の債券に投資します。また、ポートフォリオの平均残存期間は180日以内とします。
 - ④ 分散投資と機動的な為替ヘッジにより為替変動リスクの低減をめざします。

*1 経済協力開発機構（OECD）とは

「財政金融上の安定を維持しながら雇用、生活水準の向上を達成し、世界経済の発展に貢献する」、「発展途上国経済の健全な拡大に寄与する」、「世界貿易の多角的・無差別的な拡大に貢献する」などを目的として1961年に発足した機構です。加盟国は2008年10月末現在で30ヵ国です。

*2 OECD加盟国に準ずる国とは

当ファンドでは、自国通貨建長期債務に対してS&P社よりAマイナス格以上、もしくはムーディーズ社よりA3格以上の格付を取得している国と定義しています。

*3 S&P社でAマイナス格、ムーディーズ社でA3格以上を表します。

- 2) 「日本短期債券マスターファンド（適格機関投資家向け）」および「マネー・マーケット・マザーファンド」を通じて、純資産総額の50%程度は、国内の短期債券などに投資します。
- ① 「日本短期債券マスターファンド（適格機関投資家向け）」の運用方針
 - ・国内の短期債券（国債、社債、ABS^{*4}、コマーシャル・ペーパーなど）に投資します。
 - ・日興債券パフォーマンスインデックス（総合・短期）の動きを上回る投資成果をめざします。
 - ・リスクに配慮した運用を行ないます。
 - ② 「マネー・マーケット・マザーファンド」の運用方針

日本の短期金融資産などに投資を行ない、安定運用をめざします。

*4 ABSとは

資産担保証券（Asset Backed Security）の略で、住宅や不動産ローン以外の貸付債権を担保に発行された証券。代表的なものとしては自動車ローンやクレジットカード債権などを担保に発行された証券があります。

- 3) リスクに配慮した運用を行ないます。
特に「金利リスク」、「信用リスク」および「為替変動リスク」に配慮した運用を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざします。

金利リスク	信用リスク	為替変動リスク
短期債券などに投資し、金利リスクの低減を図ります。 〈海外〉 ポートフォリオの平均残存期間は180日以内 〈日本〉 ポートフォリオのデュレーションは3年以内かつベンチマーク比±1年以内	高格付の債券に投資し、信用リスクの低減を図ります。 〈海外〉 原則として、長期格付でA格相当以上または短期格付でP-2格相当以上 〈日本〉 ・原則として組入時において投資適格（Baa格相当）以上 ・ポートフォリオ全体の平均格付はA格相当以上	通貨分散や為替ヘッジなどにより、為替変動リスクの低減を図ります。 〈海外〉 ・原則として10通貨程度に分散 ・機動的な為替ヘッジの実行 ◆日本部分を50%程度組み入れることでポートフォリオ全体の為替変動リスクの低減化

※(日本)については、「日本短期債券マスターファンド(適格機関投資家向け)」の運用方針を記載しています。

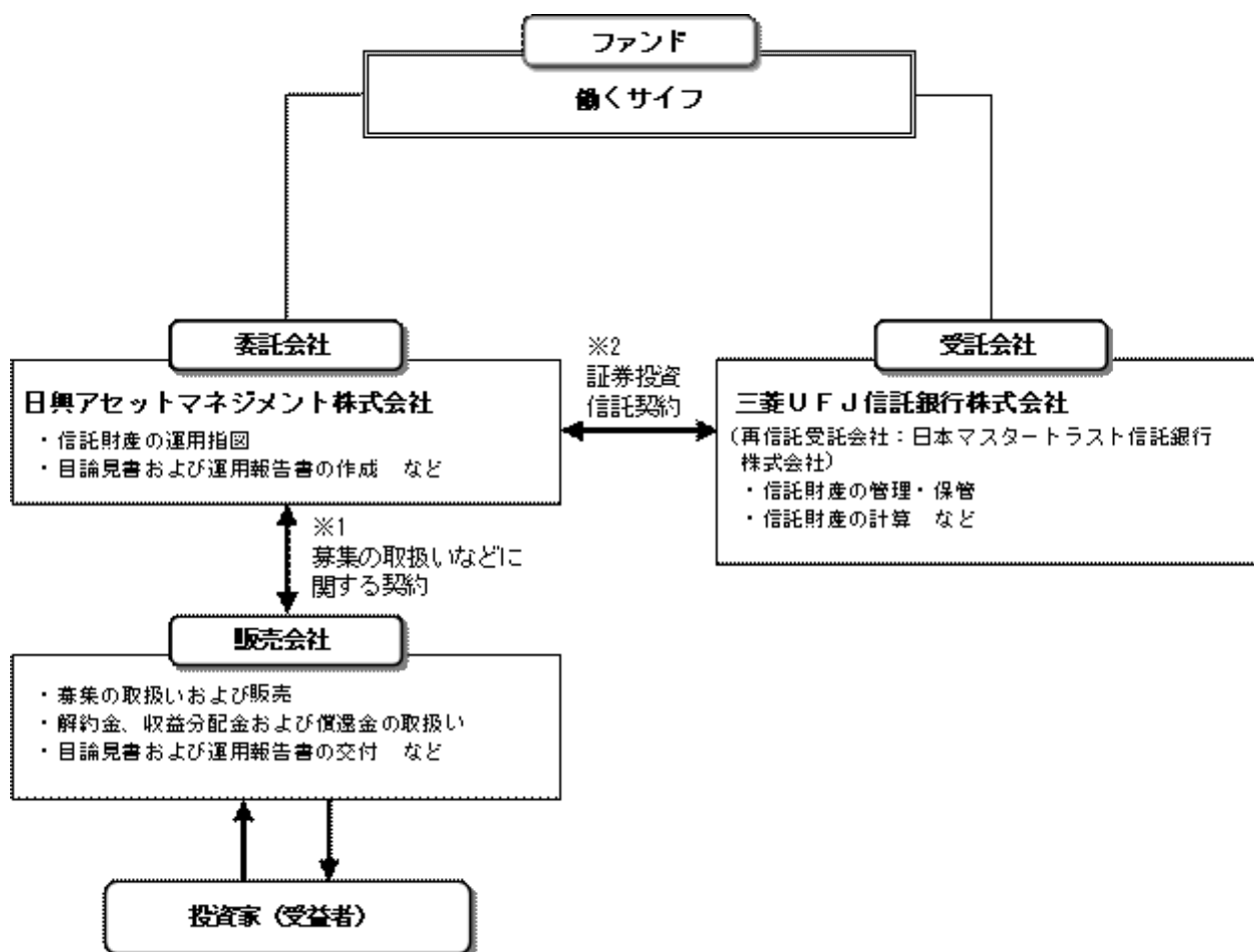
- 4) 投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。
以下の投資信託証券に投資します。
ケイマン籍円建外国投資信託「マルチカレンシーファンド クラスA」
追加型証券投資信託「日本短期債券マスターファンド（適格機関投資家向け）」
証券投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

④ 信託金限度額

- ・ 1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

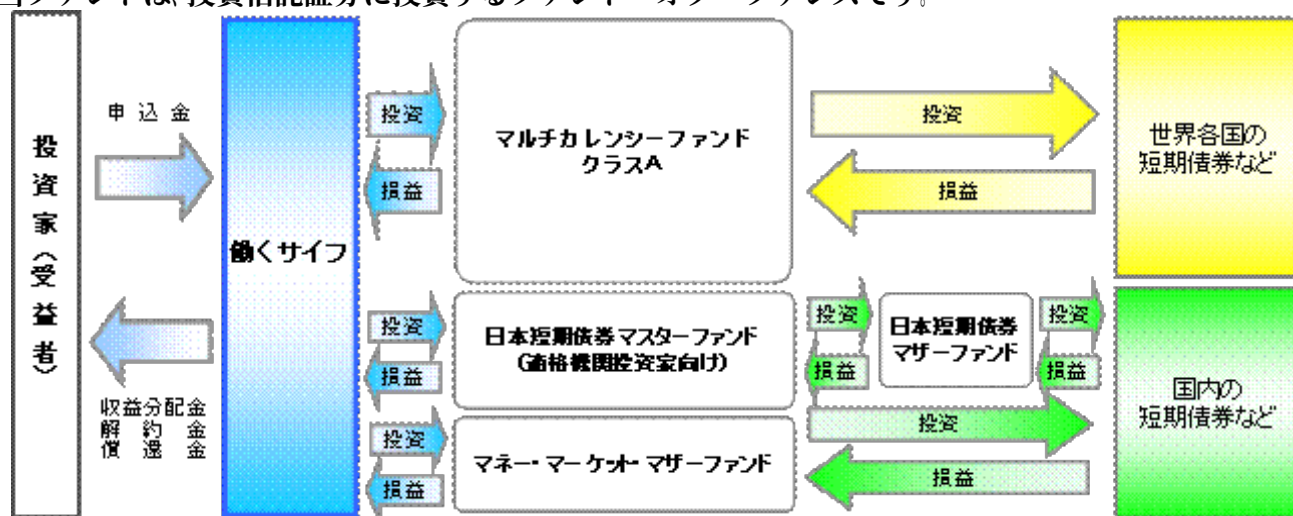


※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況（平成21年5月末現在）

1) 資本金

16,403百万円

2) 沿革

昭和34年：日興證券投資信託委託株式会社として設立

平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
日興シティホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	107,570,100株	58.14%
NAMホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	69,170,000株	37.38%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- 以下の投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ケイマン籍円建外国投資信託「マルチカレンシーファンド クラスA」

追加型証券投資信託「日本短期債券マスターファンド（適格機関投資家向け）」

証券投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

- 原則として、「マルチカレンシーファンド クラスA」、「日本短期債券マスターファンド（適格機関投資家向け）」、「マネー・マーケット・マザーファンド」および短期金融商品に投資します。投資信託証券および短期金融商品の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券および短期金融商品への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。
- ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

以下の投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

ケイマン籍円建外国投資信託「マルチカレンシーファンド クラスA」

追加型証券投資信託「日本短期債券マスターファンド（適格機関投資家向け）」

証券投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

② 主として次の外国投資信託および証券投資信託の受益証券、次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) ケイマン籍円建外国投資信託「マルチカレンシーファンド クラスA」
- 2) 追加型証券投資信託「日本短期債券マスターファンド（適格機関投資家向け）」
- 3) 証券投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」
- 4) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。以下同じ。）およびコマーシャル・ペーパー
- 5) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券および短期社債等を除きます。）
- 6) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券

※なお、これら公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

- 7) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。）

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 次の取引ができます。
 - 1) 公社債の借入
 - 2) 資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要

<マルチカレンシーファンド クラスA>（ケイマン籍円建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	リスクを限定しつつ安定的な収益の獲得をめざします。
主な投資対象	世界の短期債券（国債、政府機関債、政府保証債、国際機関債、社債、ＡＢＳ、コマーシャル・ペーパーなど）を主要投資対象とします。
投資方針	・経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）加盟国（これらに準ずる国を含みます。）の通貨の中から金利が高い通貨を10程度選別し、それらの短期債券市場に投資します。 ・投資対象通貨は、原則として年2回程度見直します。 ・為替変動リスクの低減を図るため、機動的に為替ヘッジを行ないます。
主な投資制限	・株式への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
収益分配	毎年3月24日および9月24日（休日の場合は翌営業日）に分配を行なうことがあります。

ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.27%以内（国内における消費税等相当額はかかりません。） ※この他に、固定報酬として年額5,000米ドルがかかります。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、管理費用、監査費用、法律顧問費用など。

その他	
投資顧問会社	日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド
管理会社	ニッコウ・グローバル・インベストメンツ（ケイマン） リミテッド
信託期間	2106年12月31日まで
決算日	原則として、毎年2月末日

＜日本短期債券マスターファンド（適格機関投資家向け）＞

運用の基本方針

基本方針	安定した収益の確保と信託財産の成長を目的として安定運用を行ないます。
主な投資対象	「日本短期債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	・主として、「日本短期債券マザーファンド」受益証券に投資を行ない、「日興債券パフォーマンスインデックス（総合・短期）」[*]の動きを上回る投資成果をめざします。 ・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向などによっては組入比率を引き下げる場合もあります。 ・また、市況動向によっては有価証券などへの直接投資を行なうこともあります。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の総額の10%以下とします。 ・投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の総額の30%以下とします。
収益分配	毎決算時に、基準価額水準、市況動向などを勘案して分配を行ないます。

ファンドに係る費用

信託報酬	純資産総額に対し年率0.1575%（税抜0.15%）
申込手数料	ファンドで買い付ける場合はありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.1%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、運用報告書などの印刷および交付に係る費用など）、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

その他

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	日興シティ信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成18年9月29日設定）
決算日	毎月22日（休業日の場合は翌営業日）

＊日興債券パフォーマンスインデックス（総合）は、日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社が発表している、日本の債券市場の動きを表す指数です。国債、地方債、政府保証債、財投機関債、金融債、事業債などの円建て公募利付債で構成されています。対象となる債券は残存年数1年以上、残存額面10億円以上で、格付機関からBBB格相当以上の格付を取得している発行体に限られます。

日興債券パフォーマンスインデックス（総合）には、債券の残存期間別に、短期・中期・長期などのサブインデックスがあり、日興債券パフォーマンスインデックス（総合・短期）は、残存期間1年以上3年未満の短期の債券市場の動きを表す指数です。

同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は日興コーディアル証券株式会社に帰属します。また、日興コーディアル証券株式会社は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

（ご参考）日本短期債券マザーファンド

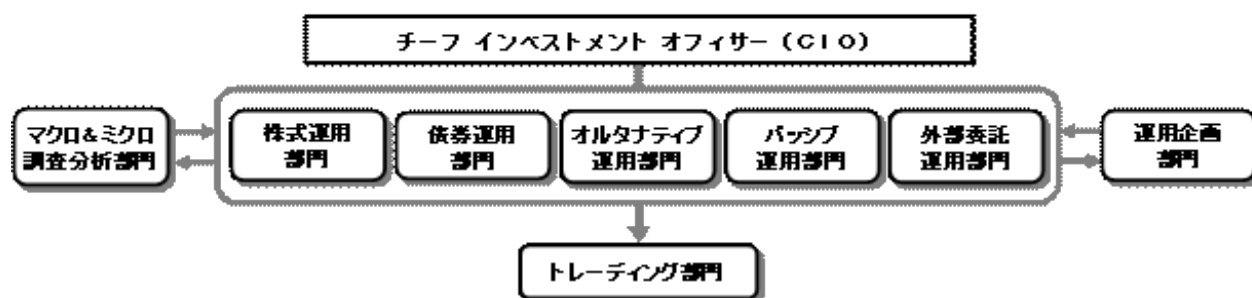
運用の基本方針	
基本方針	わが国の短期公社債に投資を行ない、安定した収益の確保と売買益の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の短期公社債を主要投資対象とします。
投資方針	・主としてわが国の短期公社債に投資を行ない、日興債券パフォーマンスインデックス（総合・短期）（以下「ベンチマーク」といいます。）の動きを上回る投資成果をめざして運用を行ないます。 ・投資対象とする公社債は、原則としてその格付（格付が付与されていない場合は、委託会社が当該格付と同等の信用度を有すると判断したものをを用いるものとします。）が投資適格（ＢＢＢマイナス格相当以上）のものとしします。 ・公社債への投資にあたっては、主にデュレーション調整戦略、イールド・カーブ調整戦略、セクター・アロケーション戦略、クレジット戦略および銘柄選択などにより、ベンチマークに対する超過収益の獲得をめざします。なお、債券先物取引などをヘッジ目的に限定せずに積極的に活用します。 ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどやむを得ない事情が発生した場合ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.1%（１口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	日興シティ信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成11年10月29日設定）
決算日	毎年10月28日（休業日の場合は翌営業日）

＜マネー・マーケット・マザーファンド＞

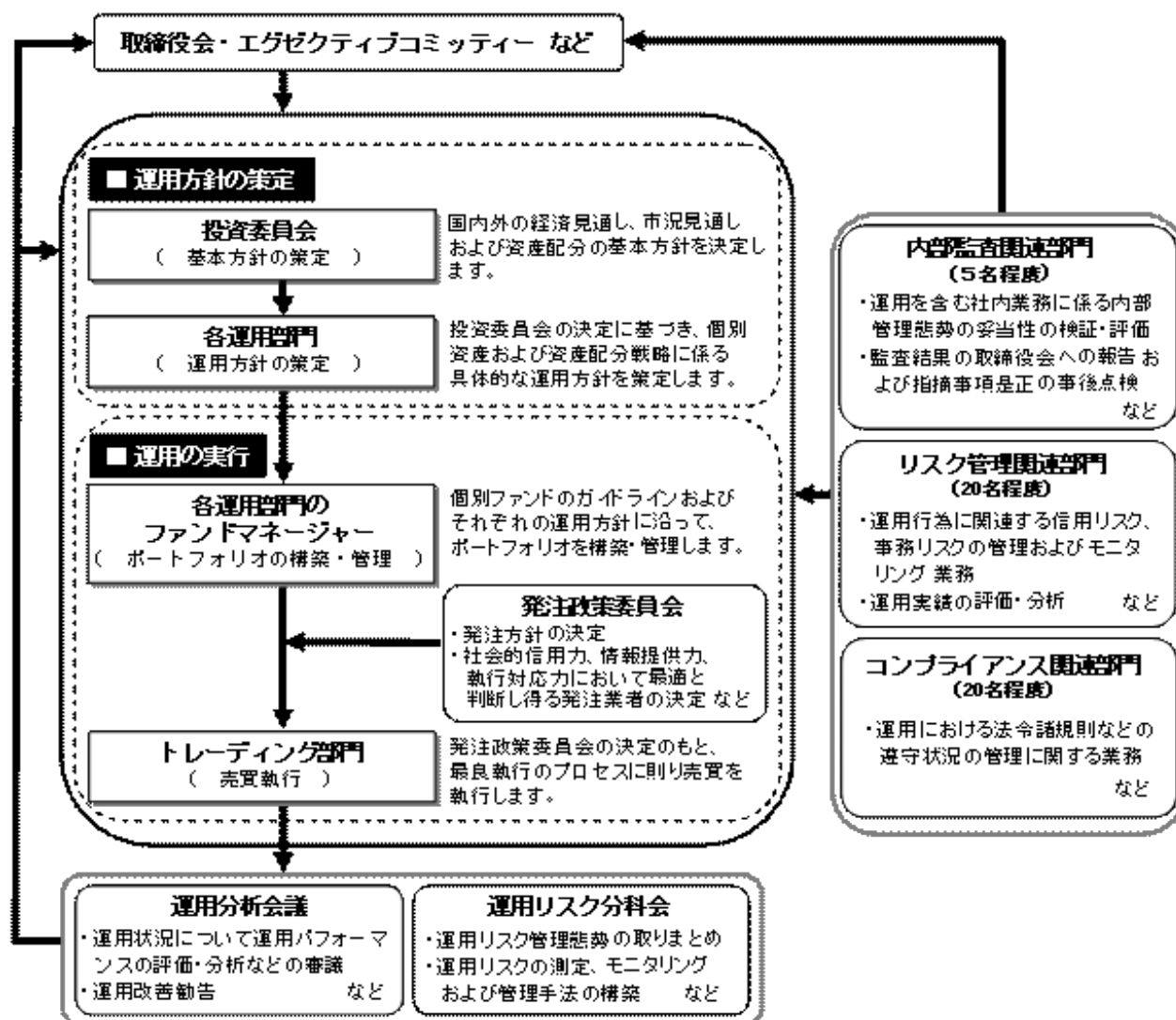
運用の基本方針	
基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
投資方針	・わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成16年3月10日設定）
決算日	毎年1月20日（休業日の場合は翌営業日）

(3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

※上記体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】**① 収益分配方針**

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

１） 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２） 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

３） 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い**<分配金再投資コース>**

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】**① 約款に定める投資制限**

１） 前記「投資対象」の投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパー、指定金銭信託および公社債（買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）による運用に限ります。）以外の有価証券への直接投資は行ないません。

２） 有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付および空売りは行ないません。

３） 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行なわれる場合も含みます。）が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。

４） 外貨建資産への直接投資は行ないません。

５） 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

６） 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ） 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ） 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ） 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

ニ） 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ） 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- ・当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行ない、投資対象とする投資信託証券は、主に債券など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。
- ・当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件などによりばらつきがあります。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク

一般に公社債および短期金融資産にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

④ 為替変動リスク

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・為替ヘッジを行なうにあたっては、ヘッジコストが発生します。また、為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。なお、ヘッジコストとは、為替ヘッジを行なう通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合には、この金利差の分だけ収益が低下することになります。

<その他の留意事項>

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

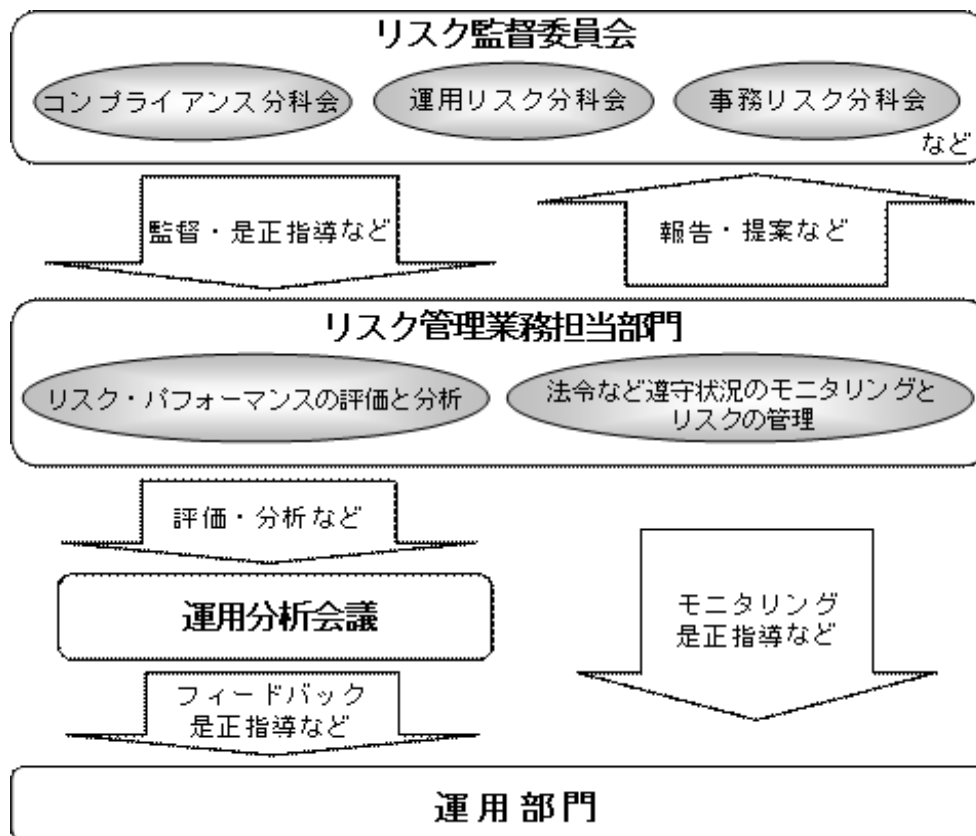
一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に基準価額が大きく変動する可能性があります。

- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

（２）リスク管理体制



■全体的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスクマネジメント部が事務局を務めるリスク監督委員会、およびその分科会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその分科会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

■リスク・パフォーマンスの評価と分析

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果を運用分析会議に報告し、問題点については運用部門に原因の究明と是正指導を行ないます。

■法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理

法令・諸規則、信託約款などの遵守状況とリスク管理状況のモニタリングを行ないます。その結果については運用リスク分科会などで報告し運用部門に是正指導を行なうなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.15%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・償還乗換、乗換優遇に関わる手数料の取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	0.525%（税抜0.5%）
投資対象とする投資信託証券	0.18225%（税抜0.18%）程度※
実質的負担	0.70725%（税抜0.68%）程度

- ・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.525%（税抜0.5%）の率を乗じて得た額とします。
- ・投資対象とする投資信託証券の組入りに係る信託報酬率（年率）0.18225%（税抜0.18%）程度※がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は0.70725%（税抜0.68%）程度となります。
- ※投資対象とする投資信託証券の信託報酬率（年率）は、「マルチカレンシーファンド クラスA」を50%、「日本短期債券マスターファンド（適格機関投資家向け）」を30%組み入れると想定した場合の概算値です。
- ※この他に、投資対象とする「マルチカレンシーファンド クラスA」においては、固定報酬がかかります。
- ※投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況－2 投資方針－（2）投資対象」－「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。
- ※受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率などにより変動します。

② 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は以下の通りとします。

純資産総額	信託報酬率（年率）			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	0.5250% (0.50%)	0.2100% (0.20%)	0.2625% (0.25%)	0.0525% (0.05%)
100億円超の部分		0.2310% (0.22%)		0.0315% (0.03%)

※括弧内は税抜です。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかるとして、信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率0.1%を上限として、これを変更することができます。これら諸費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上し、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

- ① 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
- ② 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みま

- す。）の作成、印刷および提出に係る費用。
- ③ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
 - ④ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
 - ⑤ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
 - ⑥ この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
 - ⑦ 格付の取得に要する費用。
 - ⑧ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＜投資対象とする投資信託証券に係る費用＞

- 「マルチカレンシーファンド クラスA」
- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
 - ・設立に係る費用
 - ・管理費用
 - ・監査費用
 - ・法律顧問費用 など

「日本短期債券マスターファンド（適格機関投資家向け）」

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、運用報告書などの印刷および交付に係る費用など）
- ・信託財産に関する租税 など

「マネー・マーケット・マザーファンド」

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

* 売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。
- ・なお、平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

2) 解約金および償還金に対する課税

- ・解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益
- ・なお、平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
- ・なお、平成24年1月1日以降は、上記の7%の税率は15%（所得税のみ）となる予定です。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

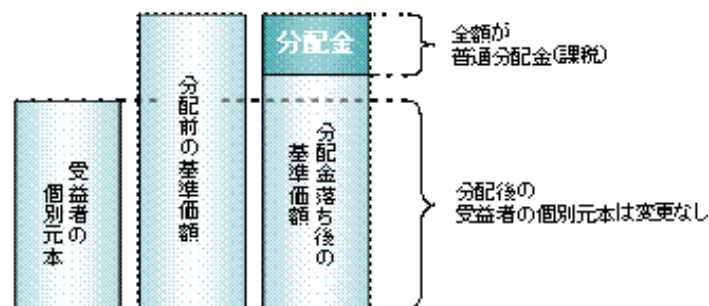
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と特別分配金

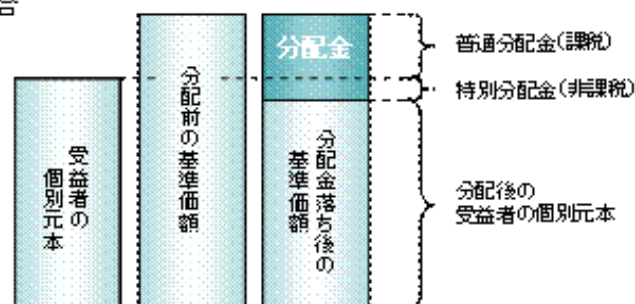
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下の運用状況は平成21年3月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

投資資産の種類	時価（千円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	198,973	79.92
ケイマン諸島	123,826	49.74
日本	75,147	30.19
親投資信託受益証券	9,099	3.66
日本	9,099	3.66
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	40,880	16.42
純資産総額	248,953	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ 評価額上位銘柄明細

＜投資信託受益証券＞

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率(%)
日本円 ケイマン諸島	投資信託受益証券 －	マルチカレンシーファンド クラス A	148,153,052	0.8471 0.8358	125,500,450 123,826,320	49.74
日本円 日本	投資信託受益証券 －	日本短期債券マスターファンド (適格機関投資家向け)	76,082,881	0.9878 0.9877	75,154,669 75,147,061	30.19

＜親投資信託受益証券＞

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率(%)
日本円 日本	親投資信託受益証券 －	マネー・マーケット・マザーファンド	8,992,806	1.0119 1.0119	9,099,820 9,099,820	3.66

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率（％）
投資信託受益証券	79.92
親投資信託受益証券	3.66
合計	83.58

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	1口当たりの純資産額（円）		純資産総額（百万円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
設 定 時（2006年9月28日）	1.0000	1.0000	100	100
第1計算期間末（2007年3月28日）	1.0200	1.0238	120	120
第2計算期間末（2007年9月28日）	1.0200	1.0354	174	176
第3計算期間末（2008年3月28日）	0.9855	0.9855	230	230
第4計算期間末（2008年9月29日）	0.9908	0.9908	282	282
第5計算期間末（2009年3月30日）	0.9020	0.9020	250	250

	1口当たりの純資産額（円）	純資産総額（百万円）
2008年3月末日	0.9819	229
2008年4月末日	1.0006	283
2008年5月末日	1.0120	286
2008年6月末日	1.0147	287
2008年7月末日	1.0231	291
2008年8月末日	1.0108	288
2008年9月末日	0.9817	280
2008年10月末日	0.9072	266
2008年11月末日	0.8875	251
2008年12月末日	0.8949	248
2009年1月末日	0.8746	243
2009年2月末日	0.8938	248
2009年3月末日	0.8959	248

② 【分配の推移】

	1口当たり税込み分配金（円）
第1計算期間（2006年9月28日～2007年3月28日）	0.0038
第2計算期間（2007年3月29日～2007年9月28日）	0.0154
第3計算期間（2007年9月29日～2008年3月28日）	0
第4計算期間（2008年3月29日～2008年9月29日）	0
第5計算期間（2008年9月30日～2009年3月30日）	0

③ 【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間（2006年9月28日～2007年3月28日）	2.38
第2計算期間（2007年3月29日～2007年9月28日）	1.51
第3計算期間（2007年9月29日～2008年3月28日）	△3.38
第4計算期間（2008年3月29日～2008年9月29日）	0.54
第5計算期間（2008年9月30日～2009年3月30日）	△8.96

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（参考）日本短期債券マスターファンド（適格機関投資家向け）

以下の運用状況は平成21年3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）投資状況

投資資産の種類	時価（千円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	1,130,797	99.76
日本	1,130,797	99.76
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	2,679	0.24
純資産総額	1,133,476	100.00

（２）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

<親投資信託受益証券>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率(%)
日本円 日本	親投資信託受益証券 －	日本短期債券マザーファンド	1,056,720,983	1.0702 1.0701	1,130,902,796 1,130,797,123	99.76

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.76
合計	99.76

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考）日本短期債券マザーファンド

以下の運用状況は平成21年3月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・スワップ取引契約の金額は、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額により評価しています。なお、スワップ取引の契約額等は、想定元本に基づいて表示しています。

（１）投資状況

投資資産の種類	時価（千円）	投資比率（％）
国債証券	2,619,846	61.46
日本	2,619,846	61.46
特殊債券	92,856	2.18
韓国	92,856	2.18
社債券	1,451,646	34.05
日本	1,273,734	29.88
オランダ	97,706	2.29
フランス	80,206	1.88
スワップ取引	(△4,426)	(△0.10)
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	98,410	2.31
純資産総額	4,262,758	100.00

（２）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

<国債証券・特殊債券・社債券>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	国債証券 －	利付国庫債券（５年）第５２回	0.80000 2010-12-20	300,000,000	100.27 100.72	300,819,000 302,145,000	7.09
日本円 日本	国債証券 －	利付国庫債券（５年）第６１回	1.20000 2011-12-20	280,000,000	101.74 101.89	284,883,500 285,286,400	6.69
日本円 日本	国債証券 －	利付国庫債券（５年）第６０回	1.20000 2011-09-20	260,000,000	101.17 101.78	263,045,000 264,625,400	6.21
日本円 日本	国債証券 －	利付国庫債券（５年）第６３回	1.20000 2012-03-20	215,000,000	101.98 101.98	219,263,450 219,263,450	5.14
日本円 日本	国債証券 －	利付国庫債券（５年）第６９回	0.90000 2012-12-20	215,000,000	100.96 100.96	217,066,150 217,066,150	5.09
日本円 日本	国債証券 －	利付国庫債券（５年）第７１回	1.30000 2013-03-20	200,000,000	101.37 102.47	202,732,000 204,940,000	4.81
日本円 日本	国債証券 －	利付国庫債券（５年）第６２回	1.30000 2011-12-20	200,000,000	102.39 102.16	204,780,000 204,312,000	4.79
日本円 日本	国債証券 －	利付国庫債券（５年）第７５回	1.10000 2013-09-20	200,000,000	100.33 101.60	200,650,000 203,200,000	4.77
日本円 日本	国債証券 －	利付国庫債券（５年）第５１回	1.00000 2010-09-20	200,000,000	100.57 100.93	201,136,000 201,866,000	4.74
日本円 日本	国債証券 －	利付国庫債券（２年）第２７３回	0.80000 2010-10-15	200,000,000	100.40 100.66	200,808,000 201,326,000	4.72
日本円 日本	国債証券 －	利付国庫債券（５年）第６４回	1.50000 2012-06-20	100,000,000	102.15 102.98	102,148,000 102,983,000	2.42
日本円 日本	国債証券 －	利付国庫債券（５年）第５８回	1.50000 2011-06-20	100,000,000	101.99 102.35	101,991,000 102,346,000	2.40
日本円 日本	社債券 －	古河電気工業（社債間限定同順位特約付）３６回	1.87000 2011-06-07	100,000,000	100.89 100.39	100,890,000 100,387,000	2.35
日本円 日本	社債券 －	全日本空輸（社債間限定同順位特約付）２回	2.75000 2009-09-18	100,000,000	101.38 100.16	101,382,000 100,155,000	2.35
日本円 日本	社債券 －	三菱マテリアル（社債間限定同順位特約付）１９回	1.97000 2011-06-03	100,000,000	101.40 99.95	101,404,000 99,947,000	2.34
日本円 日本	社債券 －	住友不動産（社債間限定同順位特約付）４９回	1.31000 2009-04-30	100,000,000	99.63 99.88	99,628,000 99,882,000	2.34
日本円 日本	社債券 －	双日（社債間限定同順位特約付）８回	2.09000 2009-08-17	100,000,000	100.22 99.76	100,215,000 99,763,000	2.34
日本円 日本	社債券 －	第一生命第２回基金流動化特定目的会社 特定社債１回Ａ号	1.44000 2009-08-10	100,000,000	99.93 99.75	99,934,000 99,754,000	2.34
日本円 日本	社債券 －	住友不動産（社債間限定同順位特約付）５１回	1.30000 2009-09-08	100,000,000	99.40 99.21	99,396,000 99,210,000	2.33
日本円 日本	社債券 －	双日（社債間限定同順位特約付）７回	2.20000 2010-03-08	100,000,000	100.07 99.17	100,069,000 99,167,000	2.33
日本円 日本	社債券 －	古河電気工業（社債間限定同順位特約付）３５回	1.22000 2011-02-08	100,000,000	99.38 99.16	99,380,000 99,163,000	2.33

日本円 オランダ	社債券 －	フォルクスワーゲン・アクチエンゲゼルシャフト保証 フォルクスワーゲン・インターナショナル・ファイナンス・エヌ・バイ 第1回円貨社債（2004）	1.14000 2009-11-30	100,000,000	98.56 97.71	98,558,000 97,706,000	2.29
日本円 日本	社債券 －	双日（社債間限定同順位特約付）10回	2.38000 2011-12-01	100,000,000	99.06 96.65	99,063,000 96,648,000	2.27
日本円 日本	社債券 －	プロミス（特定社債間限定同順位特約付）14回	2.56000 2010-02-15	100,000,000	98.68 96.51	98,677,000 96,514,000	2.26
日本円 日本	社債券 －	ジャックス（社債間限定同順位特約付）5回	2.00000 2011-06-17	100,000,000	97.28 94.23	97,282,000 94,232,000	2.21
日本円 韓国	特殊債券 －	第5回韓国ガス公社円貨債券（2005）	1.23000 2010-10-25	100,000,000	91.56 92.86	91,556,000 92,856,000	2.18
日本円 日本	社債券 －	アプラス（特定社債間限定同順位特約付）1回	1.85000 2010-06-25	100,000,000	89.02 88.91	89,021,000 88,912,000	2.09
日本円 フランス	社債券 －	ルノー 第6回円貨社債（2006）	1.77000 2011-12-14	100,000,000	94.05 80.21	94,054,000 80,206,000	1.88
日本円 日本	国債証券 －	利付国庫債券（5年）第50回	0.80000 2010-09-20	60,000,000	100.22 100.64	60,131,500 60,384,600	1.42
日本円 日本	国債証券 －	利付国庫債券（2年）第276回	0.50000 2011-01-15	50,000,000	100.22 100.20	50,110,000 50,102,000	1.18

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率（％）
国債証券	61.46
特殊債券	2.18
社債券	34.05
合計	97.69

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

<スワップ取引>

種類	契約額等（円）	評価損益（円）	投資比率（％）
金利スワップ（受取変動・支払固定）	500,000,000	△8,456,690	△0.20
金利スワップ（受取固定・支払変動）	500,000,000	4,030,470	0.09
合計	1,000,000,000	△4,426,220	△0.10

（参考）マネー・マーケット・マザーファンド

以下の運用状況は平成21年3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）投資状況

投資資産の種類	時価（千円）	投資比率（％）
現先取引勘定	219,846	51.76
日本	219,846	51.76
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	204,924	48.24
純資産総額	424,770	100.00

（２）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成18年9月28日 ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜分配金再投資コース＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
- (3) 申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (4) 取扱時間
原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (5) 取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
 - 英国証券取引所の休業日
 - ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ロンドンの銀行休業日
 - ニューヨークの銀行休業日
- (6) 申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- (7) 申込単位
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>
コールセンター 電話番号 0120-25-1404
午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。
(半休日となる場合は午前9時～正午)
- (8) 申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (9) 受付の中止および取消
委託会社は、金融商品取引所[※]における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。
- (10) 償還乗換
 - ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができます。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
 - ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。
- (11) 乗換優遇
受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換

優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- 英国証券取引所の休業日
- ニューヨーク証券取引所の休業日
- ロンドンの銀行休業日
- ニューヨークの銀行休業日

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。
(半休日となる場合は午前9時～正午)

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

(7) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

第3【管理及び運営】

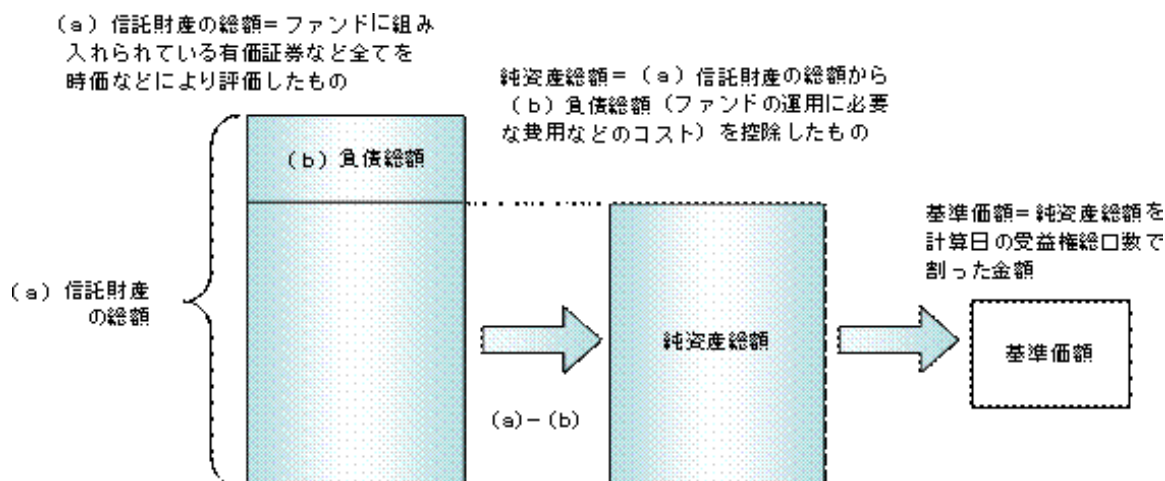
1【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

＜基準価額算出の流れ＞



② 有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（半休日となる場合は午前9時～正午）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成28年9月28日までとします（平成18年9月28日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年3月29日から9月28日までおよび9月29日から翌年3月28日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により純資産総額が10億円を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止し

たとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）

二）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

5）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

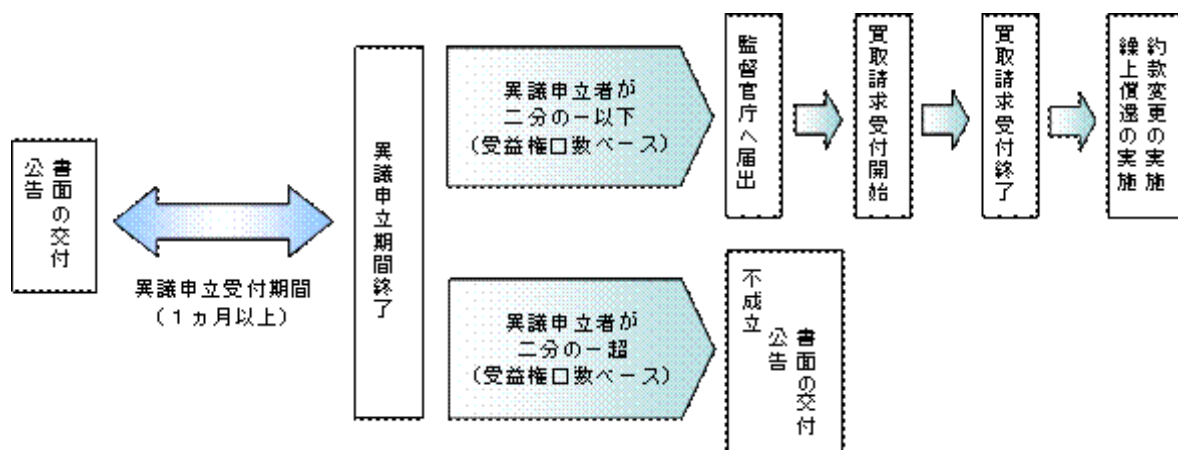
③ 信託約款の変更

- 1）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2）この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3）この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1）繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2）委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3）なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

委託会社は、每期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（平成20年3月29日から平成20年9月29日まで）及び第5期計算期間（平成20年9月30日から平成21年3月30日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

働くサイン

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 平成20年9月29日現在	第5期 平成21年3月30日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	47,806,708	41,674,725
投資信託受益証券	227,082,391	200,655,119
親投資信託受益証券	9,087,230	9,099,820
流動資産合計	283,976,329	251,429,664
資産合計	283,976,329	251,429,664
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	75,271	66,318
未払委託者報酬	677,914	597,406
その他未払費用	234,917	126,314
流動負債合計	988,102	790,038
負債合計	988,102	790,038
純資産の部		
元本等		
元本	285,622,526	277,885,257
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,634,299	△27,245,631
（分配準備積立金）	554,111	523,435
元本等合計	282,988,227	250,639,626
純資産合計	282,988,227	250,639,626
負債純資産合計	283,976,329	251,429,664

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期 自 平成20年3月29日 至 平成20年9月29日	第5期 自 平成20年9月30日 至 平成21年3月30日
営業収益		
受取配当金	409,909	366,047
受取利息	120,533	47,577
有価証券売買等損益	1,509,299	△25,810,729
営業収益合計	2,039,741	△25,397,105
営業費用		
受託者報酬	75,271	66,318
委託者報酬	677,914	597,406
その他費用	143,352	126,314
営業費用合計	896,537	790,038
営業利益又は営業損失（△）	1,143,204	△26,187,143
経常利益又は経常損失（△）	1,143,204	△26,187,143
当期純利益又は当期純損失（△）	1,143,204	△26,187,143
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	267,761	△1,639,231
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△3,409,301	△2,634,299
剰余金増加額又は欠損金減少額	129,325	156,317
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	129,325	156,317
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	229,766	219,737
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	229,766	219,737
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,634,299	△27,245,631

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第4期 自 平成20年3月29日 至 平成20年9月29日	第5期 自 平成20年9月30日 至 平成21年3月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託 受益証券の基準価額で評価してお ります。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信 託受益証券の基準価額で評価して おります。	投資信託受益証券 同左 親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本 となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎 年3月29日から9月28日まで及び、9月29日 から翌年3月28日までとなっております。 ただし、各計算期間終了日に該当する日 （以下「該当日」といいます。）が休業 日のとき、各計算期間終了日は、該当日以 降の営業日である日のうち、該当日に最 も近い日とし、その翌日より次の計算期 間が始まるものといたしますので、当計 算期間は平成20年3月29日から平成20年9 月29日までとなっております。	当ファンドの計算期間は原則として、毎 年3月29日から9月28日まで及び、9月29日 から翌年3月28日までとなっております。 ただし、各計算期間終了日に該当する日 （以下「該当日」といいます。）が休業 日のとき、各計算期間終了日は、該当日以 降の営業日である日のうち、該当日に最 も近い日とし、その翌日より次の計算期 間が始まるものといたしますので、当計 算期間は平成20年9月30日から平成21年3 月30日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第4期 平成20年9月29日現在			第5期 平成21年3月30日現在		
1.	期首元本額	234,384,996 円	1.	期首元本額	285,622,526 円
	期中追加設定元本額	60,853,179 円		期中追加設定元本額	8,525,895 円
	期中解約元本額	9,615,649 円		期中解約元本額	16,263,164 円
2.	計算期間末日における 受益権の総数	285,622,526 口	2.	計算期間末日における 受益権の総数	277,885,257 口
3.	元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、 その差額は2,634,299円であります。		3.	元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、 その差額は27,245,631円であります。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期 自 平成20年3月29日 至 平成20年9月29日			第5期 自 平成20年9月30日 至 平成21年3月30日		
	分配金の計算過程			分配金の計算過程	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	273,622 円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	0 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	2,266,616 円	C	信託約款に定める収益調整金	2,220,955 円
D	信託約款に定める分配準備積立金	280,489 円	D	信託約款に定める分配準備積立金	523,435 円
E	分配対象収益（A＋B＋C＋D）	2,820,727 円	E	分配対象収益（A＋B＋C＋D）	2,744,390 円
F	分配対象収益（1口当たり）	0.0098 円	F	分配対象収益（1口当たり）	0.0098 円
	（1万口当たり）	98 円		（1万口当たり）	98 円
G	分配金額	0 円	G	分配金額	0 円
H	分配金額（1口当たり）	0 円	H	分配金額（1口当たり）	0 円
	（1万口当たり）	0 円		（1万口当たり）	0 円
2.	その他費用の内訳				
	信託事務費用	143,352 円			

(有価証券に関する注記)

第4期（自 平成20年3月29日 至 平成20年9月29日）

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	227,082,391	1,022,724
親投資信託受益証券	9,087,230	24,281
合計	236,169,621	1,047,005

第5期（自 平成20年9月30日 至 平成21年3月30日）

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	200,655,119	△20,225,583
親投資信託受益証券	9,099,820	12,590
合計	209,754,939	△20,212,993

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第4期 平成20年9月29日現在		第5期 平成21年3月30日現在	
1口当たり純資産額	0.9908 円	1口当たり純資産額	0.9020 円
（1万口当たり純資産額）	(9,908 円)	（1万口当たり純資産額）	(9,020 円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（投資信託受益証券）

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資信託受益証券	マルチカレンシーファンド クラスA	148,153,052	125,500,450	
	日本短期債券マスターファンド（適格機関投資家向け）	76,082,881	75,154,669	
合計		224,235,933	200,655,119	

（注） 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

（親投資信託受益証券）

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	8,992,806	9,099,820	
合計		8,992,806	9,099,820	

（注） 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「マルチカレンシーファンド クラスA」および「日本短期債券マスターファンド（適格機関投資家向け）」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドです。なお、「マルチカレンシーファンド クラスA」の財務書類は平成20年12月26日提出の有価証券報告書に記載されております。

また、「日本短期債券マスターファンド（適格機関投資家向け）」の状況は次の通りです。

また、当ファンドは「マネー・マーケット・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「日本短期債券マスターファンド（適格機関投資家向け）」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

日本短期債券マスターファンド（適格機関投資家向け）

（1）貸借対照表

（単位：円）

科目	対象年月日	平成20年9月29日現在	平成21年3月30日現在
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		3,322,879	2,814,930
親投資信託受益証券		1,249,835,338	1,131,008,468
流動資産合計		1,253,158,217	1,133,823,398
資産合計		1,253,158,217	1,133,823,398
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		7,547	6,844
未払委託者報酬		30,198	27,385
その他未払費用		4,650	95,754
流動負債合計		42,395	129,983
負債合計		42,395	129,983
純資産の部			
元本等			
元本		1,265,063,081	1,147,644,159
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		△11,947,259	△13,950,744
（分配準備積立金）		4,453,067	2,396,515
元本等合計		1,253,115,822	1,133,693,415
純資産合計		1,253,115,822	1,133,693,415
負債純資産合計		1,253,158,217	1,133,823,398

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	自 平成20年3月29日 至 平成20年9月29日	自 平成20年9月30日 至 平成21年3月30日
項 目		
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

平成20年9月29日現在			平成21年3月30日現在		
1.	期首元本額	1,737,279,278 円	1.	期首元本額	1,265,063,081 円
	期中追加設定元本額	23,473,956 円		期中追加設定元本額	1,048,140,886 円
	期中解約元本額	495,690,153 円		期中解約元本額	1,165,559,808 円
2.	本報告書における開示対象 ファンドの計算期間末日にお ける当該投資信託の受益権の 総数	1,265,063,081 口	2.	本報告書における開示対象 ファンドの計算期間末日にお ける当該投資信託の受益権の 総数	1,147,644,159 口
3.	元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、 その差額は11,947,259円であります。		3.	元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、 その差額は13,950,744円であります。	

(有価証券に関する注記)

対象期間（自 平成20年3月29日 至 平成20年9月29日）

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,249,835,338	△234,249
合計	1,249,835,338	△234,249

対象期間（自 平成20年9月30日 至 平成21年3月30日）

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,131,008,468	105,672
合計	1,131,008,468	105,672

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成20年9月29日現在		平成21年3月30日現在	
1口当たり純資産額	0.9906 円	1口当たり純資産額	0.9878 円
(1万口当たり純資産額)	(9,906 円)	(1万口当たり純資産額)	(9,878 円)

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（親投資信託受益証券）

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
親投資信託受益証券	日本短期債券マザーファンド	1,056,720,983	1,131,008,468	
合計		1,056,720,983	1,131,008,468	

（注） 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

日本短期債券マスターファンド（適格機関投資家向け）は「日本短期債券マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「日本短期債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

日本短期債券マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

科目	対象年月日	平成20年9月29日現在	平成21年3月30日現在
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		38,716,520	22,764,051
国債証券		2,762,584,500	2,696,197,200
特殊債券		96,681,000	92,862,000
社債券		1,884,300,000	1,452,413,000
派生商品評価勘定		317,764	4,185,788
未収入金		50,113,000	-
未収利息		15,732,715	15,275,452
前払費用		118,356	1,115,421
流動資産合計		4,848,563,855	4,284,812,912
資産合計		4,848,563,855	4,284,812,912
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		1,410,786	8,754,343
未払解約金		9,487,474	4,594,845
未払利息		5,235,400	4,987,500
流動負債合計		16,133,660	18,336,688
負債合計		16,133,660	18,336,688
純資産の部			
元本等			
元本		4,528,482,694	3,986,394,226
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		303,947,501	280,081,998
元本等合計		4,832,430,195	4,266,476,224
純資産合計		4,832,430,195	4,266,476,224
負債純資産合計		4,848,563,855	4,284,812,912

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	自 平成20年3月29日 至 平成20年9月29日	自 平成20年9月30日 至 平成21年3月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	国債証券、特殊債券及び社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。	デリバティブ取引 同左

(貸借対照表に関する注記)

平成20年9月29日現在			平成21年3月30日現在		
1.	期首	平成20年3月29日	1.	期首	平成20年9月30日
	期首元本額	5,615,112,587 円		期首元本額	4,528,482,694 円
	期首からの追加設定元本額	99,154,304 円		期首からの追加設定元本額	1,019,405,354 円
	期首からの解約元本額	1,185,784,197 円		期首からの解約元本額	1,561,493,822 円
	平成20年9月29日現在の元本の内訳 ※			平成21年3月30日現在の元本の内訳 ※	
	日本短期債券マスターファンド （適格機関投資家向け）	1,171,244,812 円		日本短期債券マスターファン ド（適格機関投資家向け）	1,056,720,983 円
	日興ベスト・バランス1月号	66,718,328 円		日興ベスト・バランス1月号	58,702,266 円
	日興ベスト・バランス2月号	31,477,802 円		日興ベスト・バランス2月号	27,992,268 円
	日興ベスト・バランス3月号	49,473,757 円		日興ベスト・バランス3月号	43,795,451 円
	日興ベスト・バランス4月号	646,004,289 円		日興ベスト・バランス4月号	576,790,850 円
	日興ベスト・バランス5月号	691,423,787 円		日興ベスト・バランス5月号	599,872,461 円
	日興ベスト・バランス6月号	442,301,306 円		日興ベスト・バランス6月号	364,099,379 円
	日興ベスト・バランス7月号	306,964,736 円		日興ベスト・バランス7月号	263,725,085 円
	日興ベスト・バランス8月号	199,987,759 円		日興ベスト・バランス8月号	166,914,071 円
	日興ベスト・バランス9月号	71,668,262 円		日興ベスト・バランス9月号	68,540,855 円
	日興ベスト・バランス10月号	93,226,679 円		日興ベスト・バランス10月号	85,108,254 円
	日興ベスト・バランス11月号	76,156,348 円		日興ベスト・バランス11月号	65,529,035 円
	日興ベスト・バランス12月号	32,831,175 円		日興ベスト・バランス12月号	27,239,592 円
	年金積立 日本短期債券オープ ン	626,464,117 円		年金積立 日本短期債券オープ ン	561,192,985 円
	積立ベスト・バランス	22,539,537 円		積立ベスト・バランス	20,170,691 円
	(合計)	4,528,482,694 円		(合計)	3,986,394,226 円
2.	本報告書における開示対象ファ ンドの計算期間末日における当 該親投資信託の受益権の総数	4,528,482,694 口	2.	本報告書における開示対象 ファンドの計算期間末日にお ける当該親投資信託の受益権 の総数	3,986,394,226 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

対象期間（自 平成20年3月29日 至 平成20年9月29日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	2,762,584,500	△6,357,500
特殊債券	96,681,000	△2,223,000
社債券	1,884,300,000	△34,736,000
合 計	4,743,565,500	△43,316,500

対象期間（自 平成20年9月30日 至 平成21年3月30日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	2,696,197,200	10,969,800
特殊債券	92,862,000	1,306,000
社債券	1,452,413,000	△26,540,000
合 計	4,241,472,200	△14,264,200

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

I 取引の状況に関する事項

	自 平成20年3月29日 至 平成20年9月29日	自 平成20年9月30日 至 平成21年3月30日
取引の内容	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引等は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨先物取引、通貨オプション取引、金利先物取引、金利オプション取引、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、および為替予約取引であります。	同左
取引の利用目的及び取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理業務担当部門が日常的にこれを監視しております。	同左

II 取引の時価等に関する事項

(金利関連)

(単位：円)

区分	種 類	平成20年9月29日現在			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	スワップ取引				
	金利スワップ（受取変動・支払固定）	1,000,000,000	1,000,000,000	△1,218,102	△1,218,102
	金利スワップ（受取固定・支払変動）	500,000,000	500,000,000	125,080	125,080
合計		1,500,000,000	1,500,000,000	△1,093,022	△1,093,022

(単位：円)

区分	種 類	平成21年3月30日現在			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	スワップ取引				
	金利スワップ（受取変動・支払固定）	500,000,000	500,000,000	△8,754,343	△8,754,343
	金利スワップ（受取固定・支払変動）	500,000,000	500,000,000	4,185,788	4,185,788
合計		1,000,000,000	1,000,000,000	△4,568,555	△4,568,555

(注) 時価の算定方法

1. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額により評価しております。
2. スワップ取引の残高表示は、想定元本に基づいて表示しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成20年9月29日現在		平成21年3月30日現在	
1口当たり純資産額	1.0671 円	1口当たり純資産額	1.0703 円
(1万口当たり純資産額)	(10,671 円)	(1万口当たり純資産額)	(10,703 円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(邦貨建債券)

(単位：円)

種 類	銘 柄		券面総額	評価額	備 考
国債証券	0042 0268	利付国庫債券（２年） 第２６８回	230,000,000	231,012,000	
	0042 0272	利付国庫債券（２年） 第２７２回	120,000,000	120,607,200	
	0042 0273	利付国庫債券（２年） 第２７３回	200,000,000	201,328,000	
	0042 0276	利付国庫債券（２年） 第２７６回	50,000,000	50,102,000	
	0045 0050	利付国庫債券（５年） 第５０回	220,000,000	221,412,400	
	0045 0051	利付国庫債券（５年） 第５１回	200,000,000	201,868,000	
	0045 0052	利付国庫債券（５年） 第５２回	300,000,000	302,148,000	
	0045 0058	利付国庫債券（５年） 第５８回	100,000,000	102,349,000	
	0045 0060	利付国庫債券（５年） 第６０回	260,000,000	264,630,600	
	0045 0061	利付国庫債券（５年） 第６１回	280,000,000	285,292,000	
	0045 0062	利付国庫債券（５年） 第６２回	200,000,000	204,316,000	
	0045 0064	利付国庫債券（５年） 第６４回	100,000,000	102,986,000	
	0045 0071	利付国庫債券（５年） 第７１回	200,000,000	204,944,000	
	0045 0075	利付国庫債券（５年） 第７５回	200,000,000	203,202,000	
国債証券 計			2,660,000,000	2,696,197,200	
特殊債券	1094 1005	第５回韓国ガス公社円貨債券（２００５）	100,000,000	92,862,000	
特殊債券 計			100,000,000	92,862,000	
社債券	1238 1006	ルノー 第６回円貨社債（２００６）	100,000,000	80,219,000	
	1247 1001	フォルクスワーゲン・アクチエンゲゼルシャフト保証 フォルクスワーゲン・インターナショナル・ファイナンス・エヌ・ブイ 第１回円貨社債（２００４）	100,000,000	97,705,000	
	2768 0701	双日（社債間限定同順位特約付） ７回	100,000,000	99,271,000	
	2768 0801	双日（社債間限定同順位特約付） ８回	100,000,000	99,761,000	
	2768 1001	双日（社債間限定同順位特約付） １０回	100,000,000	97,216,000	
	5711 1901	三菱マテリアル（社債間限定同順位特約付） １９回	100,000,000	99,976,000	
	5801 3501	古河電気工業（社債間限定同順位特約付） ３５回	100,000,000	99,185,000	
	5801 3601	古河電気工業（社債間限定同順位特約付） ３６回	100,000,000	100,417,000	
	8427 0151	第一生命第２回基金流動化特定目的会社特定社債１回Ａ号	100,000,000	99,752,000	
	8574 1401	プロミス（特定社債間限定同順位特約付） １４回	100,000,000	96,514,000	
	8584 0501	ジャックス（社債間限定同順位特約付） ５回	100,000,000	94,254,000	
	8589 0101	アプラス（特定社債間限定同順位特約付） １回	100,000,000	88,902,000	
	8830 4901	住友不動産（社債間限定同順位特約付） ４９回	100,000,000	99,875,000	
	8830 5101	住友不動産（社債間限定同順位特約付） ５１回	100,000,000	99,207,000	
	9202 0201	全日本空輸（社債間限定同順位特約付） ２回	100,000,000	100,159,000	
社債券 計			1,500,000,000	1,452,413,000	
合計			4,260,000,000	4,241,472,200	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2. 「マネー・マーケット・マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

マネー・マーケット・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科目	対象年月日	平成20年9月29日現在	平成21年3月30日現在
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		304,979,894	204,929,481
国債証券		159,875,929	-
現先取引勘定		169,787,500	219,839,400
流動資産合計		634,643,323	424,768,881
資産合計		634,643,323	424,768,881
負債の部			
流動負債			
未払解約金		6,426,390	-
流動負債合計		6,426,390	-
負債合計		6,426,390	-
純資産の部			
元本等			
元本		621,682,790	419,772,509
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		6,534,143	4,996,372
元本等合計		628,216,933	424,768,881
純資産合計		628,216,933	424,768,881
負債純資産合計		634,643,323	424,768,881

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	対象期間	自 平成20年3月29日 至 平成20年9月29日	自 平成20年9月30日 至 平成21年3月30日
有価証券の評価基準及び評価方法		国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

平成20年9月29日現在			平成21年3月30日現在		
1.	期首	平成20年3月29日	1.	期首	平成20年9月30日
	期首元本額	388,333,680 円		期首元本額	621,682,790 円
	期首からの追加設定元本額	295,628,403 円		期首からの追加設定元本額	126,856,948 円
	期首からの解約元本額	62,279,293 円		期首からの解約元本額	328,767,229 円
	平成20年9月29日現在の元本の内訳 ※			平成21年3月30日現在の元本の内訳 ※	
	ピムコ・ハイイールド・ファン ド Aコース（為替ヘッジなし）	75,000,900 円		ピムコ・ハイイールド・ファン ド Aコース（為替ヘッジなし）	75,000,900 円
	ピムコ・ハイイールド・ファン ド Bコース（為替ヘッジあり）	6,003,099 円		ピムコ・ハイイールド・ファン ド Bコース（為替ヘッジあり）	6,003,099 円
	働くサイフ	8,992,806 円		働くサイフ	8,992,806 円
	世界のサイフ	269,134,374 円		世界のサイフ	181,555,889 円
	グローバル ウォーター ファンド	3,523,608 円		グローバル ウォーター ファンド	1,592,111 円
	グローバル・カレンシー・ファ ンド（毎月決算型）	114,580,597 円		グローバル・カレンシー・ファ ンド（毎月決算型）	74,461,337 円
	日興インフレ戦略ファンド（毎 月分配型）	73,569,850 円		世界のサイフ（資産成長型）	107,751 円
	日興インフレ戦略ファンド（資 産成長型）	70,877,556 円		日興インフレ戦略ファンド（毎 月分配型）	37,205,555 円
	（合計）	621,682,790 円		日興インフレ戦略ファンド（資 産成長型）	34,853,061 円
2.	本報告書における開示対象ファ ンドの計算期間末日における当 該親投資信託の受益権の総数	621,682,790 口		（合計）	419,772,509 円
			2.	本報告書における開示対象ファ ンドの計算期間末日における当 該親投資信託の受益権の総数	419,772,509 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

対象期間（自 平成20年3月29日 至 平成20年9月29日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	159,875,929	166,649
合計	159,875,929	166,649

対象期間（自 平成20年9月30日 至 平成21年3月30日）

該当事項はありません。

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

平成20年9月29日現在		平成21年3月30日現在	
1口当たり純資産額	1.0105 円	1口当たり純資産額	1.0119 円
（1万口当たり純資産額）	（10,105 円）	（1万口当たり純資産額）	（10,119 円）

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成21年3月31日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	249,076,385	円
II 負債総額	122,701	円
III 純資産総額（I－II）	248,953,684	円
IV 発行済数量	277,885,257	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.8959	円

（参考）日本短期債券マスターファンド（適格機関投資家向け）**純資産額計算書**

I 資産総額	1,133,612,060	円
II 負債総額	135,476	円
III 純資産総額（I－II）	1,133,476,584	円
IV 発行済数量	1,147,644,159	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.9877	円

（参考）日本短期債券マザーファンド**純資産額計算書**

I 資産総額	4,720,585,533	円
II 負債総額	457,826,555	円
III 純資産総額（I－II）	4,262,758,978	円
IV 発行済数量	3,983,412,120	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0701	円

（参考）マネー・マーケット・マザーファンド**純資産額計算書**

I 資産総額	424,770,156	円
II 負債総額	0	円
III 純資産総額（I－II）	424,770,156	円
IV 発行済数量	419,772,509	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0119	円

第5【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1計算期間（2006年9月28日～2007年3月28日）	119,363,656	1,467,823
第2計算期間（2007年3月29日～2007年9月28日）	76,586,710	23,536,111
第3計算期間（2007年9月29日～2008年3月28日）	116,534,906	53,096,342
第4計算期間（2008年3月29日～2008年9月29日）	60,853,179	9,615,649
第5計算期間（2008年9月30日～2009年3月30日）	8,525,895	16,263,164

（注）第1計算期間の設定数量には、当初設定数量を含みます。

第三部【特別情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****(1) 資本金の額**

平成21年5月末現在

資本金	16,403,045,900円
発行可能株式総数	220,000,000株
発行済株式総数	185,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成18年7月6日	16,223,228,400円（16,174,272,500円）
平成19年4月13日	16,287,728,400円（16,223,228,400円）
平成20年6月23日	16,403,045,900円（16,287,728,400円）

(2) 会社の意思決定機構

・株主総会

取締役・監査役などの選任、定款変更などに係る決議などを行ないます。

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年4月1日から3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。

10名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選任します。また、取締役中より取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

・監査役会

4名以内の監査役で構成され、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

(平成21年5月末現在)

(3) 運用の意思決定プロセス

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成21年5月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	358	62,835
株式投資信託	276	49,463
単位型	41	960
追加型	235	48,503
公社債投資信託	82	13,372
単位型	65	1,033
追加型	17	12,339
投資法人合計	1	44

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第48期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、旧「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて、第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（平成19年8月15日 内閣府令第65号）附則第9条第2項第1号のただし書きにより、改正後の財務諸表等規則を早期に適用しております。
2. 当社は、第48期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表については旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、また第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第48期 (平成19年3月31日)		第49期 (平成20年3月31日)	
区 分	注記 番号	金額（百万円）	構成比 (%)	金額（百万円）	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金		0		-	
2. 預金		30,386		-	
3. 現金・預金		-		35,432	
4. 有価証券		-		337	
5. 支払委託金		157		-	
(1) 収益分配金	1			-	
(2) 償還金	156			-	
6. 前払費用		236		407	
7. 未収入金		89		7	
8. 未収委託者報酬		10,988		10,138	
9. 未収収益	※4	778		712	
10. 立替金		379		190	
11. 繰延税金資産		1,462		1,901	
12. その他	※3	30		30	
流動資産合計		44,510	69.9	49,158	76.4
II 固定資産					
1. 有形固定資産					
(1) 建物	※1	55		843	
(2) 器具備品	※1	222		548	
有形固定資産合計		278	0.4	1,391	2.2
2. 無形固定資産					
(1) ソフトウェア	※2	171		109	
(2) 電話加入権等	※2	22		21	
無形固定資産合計		193	0.3	131	0.2
3. 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券		10,534		4,274	
(2) 関係会社株式		7,880		8,154	
(3) 関係会社長期貸付金		-		60	
(4) 長期差入保証金		870		1,062	
(5) 繰延税金資産		-		661	
(6) その他		4		2	
(7) 子会社投資損失引当金		△576		△576	
投資その他の資産合計		18,713	29.4	13,639	21.2
固定資産合計		19,185	30.1	15,162	23.6
資産合計		63,695	100.0	64,321	100.0

		第48期 (平成19年3月31日)		第49期 (平成20年3月31日)		
区 分	注記 番号	金額（百万円）		構成比 (%)	金額（百万円）	構成比 (%)
(負債の部)						
I 流動負債						
1. 預り金			90			150
2. 未払金			6,222			5,073
(1) 未払収益分配金		9			7	
(2) 未払償還金		1,059			353	
(3) 未払手数料		4,622			4,378	
(4) その他未払金		531			333	
3. 未払費用	※4		7,206			6,697
4. 未払法人税等			3,603			5,651
5. 未払消費税等			771			424
6. 賞与引当金			2,406			2,855
7. 役員賞与引当金			265			320
8. その他			-			212
流動負債合計			20,565	32.3		21,384
II 固定負債						
1. 退職給付引当金			528			624
2. 繰延税金負債			880			-
3. その他			102			102
固定負債合計			1,511	2.4		727
負債合計			22,076	34.7		22,112
(純資産の部)						
I 株主資本						
1. 資本金			16,223	25.5		16,287
2. 資本剰余金						
(1) 資本準備金		4,092			4,157	
(2) その他資本剰余金		4			4	
資本剰余金合計			4,097	6.4		4,161
3. 利益剰余金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金		20,616			21,660	
利益剰余金合計			20,616	32.3		21,660
株主資本合計			40,937	64.2		42,109
II 評価・換算差額等						
その他有価証券評価差額金			682	1.1		99
評価・換算差額等合計			682	1.1		99
純資産合計			41,619	65.3		42,208
負債純資産合計			63,695	100.0		64,321

(2) 【損益計算書】

		第48期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)			第49期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		
区 分	注記 番号	金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
I 営業収益							
1. 委託者報酬			69,882			87,292	
2. その他営業収益			3,810			3,894	
営業収益計			73,693	100.0		91,186	100.0
II 営業費用							
1. 支払手数料			29,319			36,598	
2. 広告宣伝費			3,163			4,770	
3. 公告費			27			42	
4. 受益証券発行費			78			13	
5. 調査費			14,809			17,679	
調査費		719			868		
委託調査費		14,066			16,792		
図書費		24			19		
6. 委託計算費			465			554	
7. 営業雑経費			1,077			1,002	
通信費		200			237		
印刷費		581			430		
協会費		38			44		
諸会費		9			9		
その他		247			280		
営業費用計			48,941	66.4		60,661	66.5
III 一般管理費							
1. 給料	※1		6,948			8,005	
役員報酬		209			220		
役員賞与引当金繰入額		265			320		
給料・手当		4,020			4,578		
賞与		48			31		
賞与引当金繰入額		2,406			2,855		
2. 交際費			51			100	
3. 寄付金			35			19	
4. 旅費交通費			353			446	
5. 租税公課			327			341	
6. 不動産賃借料			553			1,164	
7. 退職給付費用			273			327	
8. 退職金			67			231	
9. 固定資産減価償却費			292			446	
10. 諸経費			3,353			3,806	
一般管理費計			12,257	16.6		14,890	16.3
営業利益			12,493	17.0		15,634	17.2
IV 営業外収益							
1. 受取利息			0			1	
2. 受取配当金			273			63	
3. 時効成立分配金・償還金			622			689	
4. その他			35			71	
営業外収益計			931	1.2		826	0.9
V 営業外費用							
1. 支払利息			17			16	
2. 時効成立後支払分配金・償還金			116			90	
3. 弁護士報酬等			84			31	
4. その他			13			12	
営業外費用計			230	0.3		150	0.2
経常利益			13,194	17.9		16,310	17.9

		第48期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)			第49期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		
区 分	注記 番号	金額（百万円）		百分比 (%)	金額（百万円）		百分比 (%)
VI 特別利益							
1. 投資有価証券売却益			344			560	
2. 退職給付制度移行益			442			-	
特別利益計			786	1.1		560	0.6
VII 特別損失							
1. 投資有価証券売却損			100			390	
2. 固定資産処分損			-			46	
3. 移転費用			160			110	
4. 関係会社株式評価損			-			2,618	
5. その他			20			7	
特別損失計			281	0.4		3,172	3.5
税引前当期純利益			13,699	18.6		13,697	15.0
法人税、住民税及び事業税		3,506			7,266		
法人税等調整額		133	3,639	4.9	△1,581	5,685	6.2
当期純利益			10,060	13.7		8,012	8.8

(3) 【株主資本等変動計算書】

第48期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高（百万円）	16,174	4,043	4	4,048
事業年度中の変動額				
新株の発行	48	48		48
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当事業年度中 の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計（百万円）	48	48	-	48
平成19年3月31日残高（百万円）	16,223	4,092	4	4,097

	株主資本		
	利益剰余金		株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計	
	繰越利益剰余金		
平成18年 3 月31日残高（百万円）	11,836	11,836	32,059
事業年度中の変動額			
新株の発行			97
剰余金の配当	△1,280	△1,280	△1,280
当期純利益	10,060	10,060	10,060
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計（百万円）	8,779	8,779	8,877
平成19年 3 月31日残高（百万円）	20,616	20,616	40,937

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高（百万円）	450	450	32,509
事業年度中の変動額			
新株の発行			97
剰余金の配当			△1,280
当期純利益			10,060
株主資本以外の項目の当事業年度中 の変動額（純額）	231	231	231
事業年度中の変動額合計（百万円）	231	231	9,109
平成19年3月31日残高（百万円）	682	682	41,619

第49期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高（百万円）	16,223	4,092	4	4,097
事業年度中の変動額				
新株の発行	64	64		64
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当事業年度中 の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計（百万円）	64	64	-	64
平成20年3月31日残高（百万円）	16,287	4,157	4	4,161

	株主資本		
	利益剰余金		株主資本合計
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	
平成19年3月31日残高（百万円）	20,616	20,616	40,937
事業年度中の変動額			
新株の発行			129
剰余金の配当	△6,969	△6,969	△6,969
当期純利益	8,012	8,012	8,012
株主資本以外の項目の当事業年度中 の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計（百万円）	1,043	1,043	1,172
平成20年3月31日残高（百万円）	21,660	21,660	42,109

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高（百万円）	682	682	41,619
事業年度中の変動額			
新株の発行			129
剰余金の配当			△6,969
当期純利益			8,012
株主資本以外の項目の当事業年度中 の変動額（純額）	△582	△582	△582
事業年度中の変動額合計（百万円）	△582	△582	589
平成20年3月31日残高（百万円）	99	99	42,208

重要な会計方針

	第48期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 同左 ② その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 1年～7年 器具備品 1年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 (追加情報) 一部の有形固定資産については、平成19年8月末までに予定している事務所移転計画に基づき、使用可能期間を合理的に見積もり、耐用年数を短縮しております。この変更により、一般管理費は92百万円増加し、営業利益、経常利益、税引前当期純利益は同額減少し、当期純利益は55百万円減少しております。	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 4年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左

	第48期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
3. 引当金の計上基準	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 (4) 子会社投資損失引当金 子会社株式の実質価額の低下による損失に備えて、純資産価額等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(3) 退職給付引当金 同左 (4) 子会社投資損失引当金 同左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

第48期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対象表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は41,619百万円であります。なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。 (ストック・オプション等に関する会計基準等) 当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）を適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。	(固定資産の減価償却の方法) 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得したもののについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益が63百万円、当期純利益が37百万円それぞれ減少しております。

表示方法の変更

第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
—	「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）の別紙様式に基づき、前事業年度において「現金」及び「預金」として掲記されていたものは、当事業年度より「現金・預金」と表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第48期（平成19年3月31日）	第49期（平成20年3月31日）
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 107 百万円 器具備品 206 百万円 ※2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 265 百万円 電話加入権等(電信電話専用権) 3 百万円 ※3. 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。 ※4. 関係会社に対する資産及び負債は次の通りであります。 (流動資産) 未収収益 95 百万円 (流動負債) 未払費用 427 百万円 5. 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務213百万円に対して保証を行っております。	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 166 百万円 器具備品 210 百万円 ※2. — ※3. 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。 ※4. 関係会社に対する資産及び負債は次の通りであります。 (流動資産) 未収収益 77 百万円 (流動負債) 未払費用 693 百万円 5. 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務138百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 540 百万円以内 監査役 年額 80 百万円以内	※1. —

(株主資本等変動計算書関係)

第48期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加株式数（株）		当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数(株)
		第三者割当	株式分割		
普通株式(注)	1,829,125	4,900	181,568,475	—	183,402,500

(注)平成18年10月18日開催の取締役会決議により、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		前事業 年度末	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業 年度末	
平成16年度ストックオプション（1）	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
平成16年度ストックオプション（2）	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
平成16年度ストックオプション（3）	普通株式	6,960,000	—	440,000	6,520,000	—
平成17年度ストックオプション	普通株式	3,680,000	—	230,000	3,450,000	—
平成18年度ストックオプション	普通株式	—	1,610,000	60,000	1,550,000	—
合 計		22,640,000	1,610,000	730,000	23,520,000	—

(注) 1. 平成16年度ストックオプション（1）のうち、6,000,000株は、権利行使期間の初日が到来しております。

2. 平成16年度ストックオプション（2）のうち、5,320,000株は、権利行使期間の初日が到来しております。

3. 平成16年度ストックオプション（3）、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションは、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 平成16年度ストックオプション（3）、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションの減少は、新株予約権の失効によるものであります。

5. 平成18年度ストックオプションの増加は、新株予約権の発行によるものであります。

6. 平成18年10月18日開催の取締役会決議により、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。なお、新株予約権の目的となる株式の数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,280	700	平成18年3月31日	平成18年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	6,969	38	平成19年3月31日	平成19年6月21日

(注) 当社は、平成18年10月18日開催の取締役会決議により、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。分割後の株式数で計算した平成18年6月20日決議の、1株当たり配当額は7円であります。

第49期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	183,402,500	645,000	—	184,047,500

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加645,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (百万円)
			前事業 年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
提出会社	平成16年度ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
	平成16年度ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
	平成16年度ストックオプション(3)	普通株式	6,520,000	—	520,000	6,000,000	—
	平成17年度ストックオプション	普通株式	3,450,000	—	310,000	3,140,000	—
	平成18年度ストックオプション	普通株式	1,550,000	—	80,000	1,470,000	—
	平成19年度ストックオプション(1)	普通株式	—	4,250,000	110,000	4,140,000	—
	平成19年度ストックオプション(2)	普通株式	—	30,000	—	30,000	—
合計			23,520,000	4,280,000	1,020,000	26,780,000	—

(注) 1. 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しております。

2. 平成16年度ストックオプション（3）、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション（1）及び平成19年度ストックオプション（2）は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
3. 平成16年度ストックオプション（3）、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション（1）の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
4. 平成19年度ストックオプション（1）及び平成19年度ストックオプション（2）の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月23日 取締役会	普通株式	6,969	38	平成19年3月31日	平成19年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,760	15	平成20年3月31日	平成20年6月10日

(リース取引関係)

第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																		
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><td></td><td>取得価額 相当額</td><td>減価償却 累計額 相当額</td><td>期末残高 相当額</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>百万円 12</td><td>百万円 7</td><td>百万円 4</td></tr></table> (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。 (2) 未経過リース料期末残高相当額 <table><tr><td>1年内</td><td>3百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>0百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>4百万円</td></tr></table> (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>4百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>4百万円</td></tr></table> (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 <table><tr><td>未経過リース料</td><td></td></tr><tr><td>1 年内</td><td>1,145百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>2,751百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>3,896百万円</td></tr></table>		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額	器具備品	百万円 12	百万円 7	百万円 4	1年内	3百万円	1年超	0百万円	合計	4百万円	支払リース料	4百万円	減価償却費相当額	4百万円	未経過リース料		1 年内	1,145百万円	1 年超	2,751百万円	合計	3,896百万円	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 当事業年度中にリース契約が終了し、金額が僅少であるため、注記を省略しております。 2. オペレーティング・リース取引 <table><tr><td>未経過リース料</td><td></td></tr><tr><td>1 年内</td><td>906百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>1,849百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>2,755百万円</td></tr></table>	未経過リース料		1 年内	906百万円	1 年超	1,849百万円	合計	2,755百万円
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額																																
器具備品	百万円 12	百万円 7	百万円 4																																
1年内	3百万円																																		
1年超	0百万円																																		
合計	4百万円																																		
支払リース料	4百万円																																		
減価償却費相当額	4百万円																																		
未経過リース料																																			
1 年内	1,145百万円																																		
1 年超	2,751百万円																																		
合計	3,896百万円																																		
未経過リース料																																			
1 年内	906百万円																																		
1 年超	1,849百万円																																		
合計	2,755百万円																																		

(有価証券関係)

第48期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	7	36	28
	そ の 他	6,508	7,643	1,135
	小 計	6,515	7,679	1,164
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	2,602	2,587	△ 14
	小 計	2,602	2,587	△ 14
合 計		9,117	10,267	1,150

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
3,827	316	100

3 時価評価されていない有価証券

その他有価証券

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	167
その他 投資証券	100
合 計	267

(注) 当事業年度において、その他有価証券で時価評価されていない株式20百万円につき、株式の実質価額の低下を考慮し、減損処理を行っております。

4 その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
その他有価証券 その他 投資信託	-	2,667	320	2,793
合 計	-	2,667	320	2,793

5 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	905	992	86
合 計	905	992	86

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	7	27	19
	そ の 他	2,667	3,071	403
	小 計	2,675	3,098	423
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	1,545	1,289	△ 255
	小 計	1,545	1,289	△ 255
合 計		4,220	4,388	167

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
8,079	560	390

3 時価評価されていない有価証券

その他有価証券

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	124
その他 投資証券	100
合 計	224

(注) 当事業年度において、その他有価証券で時価評価されていない株式7百万円につき、株式の実質価額の低下を考慮し、減損処理を行っております。

4 その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
その他有価証券 その他 投資信託	337	1,078	792	1,112
合 計	337	1,078	792	1,112

5 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	905	787	△ 117
合 計	905	787	△ 117

(持分法損益等)

第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
—	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 2,892 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,201 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,519

(退職給付関係)

第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																												
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度、キャッシュバラン スプラン型企業年金制度、適格退職年金制度及び退職 一時金制度を設けております。 2. 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ. 退職給付債務</td><td>△ 1,459</td></tr> <tr> <td>ロ. 年金資産</td><td>728</td></tr> <tr> <td>ハ. 未積立退職給付債務</td><td>△ 730</td></tr> <tr> <td>ニ. 未認識数理計算上の差異</td><td>202</td></tr> <tr> <td>ホ. 退職給付引当金残高</td><td>△ 528</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ. 勤務費用</td><td>70</td></tr> <tr> <td>ロ. 利息費用</td><td>27</td></tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益</td><td>△ 4</td></tr> <tr> <td>ニ. 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>26</td></tr> <tr> <td>ホ. 確定拠出型企業年金への掛金</td><td>152</td></tr> <tr> <td>ヘ. 退職給付費用合計</td><td>273</td></tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>イ. 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>勤続期間比例</td></tr> <tr> <td>ロ. 割引率</td><td>2.0%</td></tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益率</td><td>0.7%</td></tr> <tr> <td>ニ. 数理計算上の差異の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table>	イ. 退職給付債務	△ 1,459	ロ. 年金資産	728	ハ. 未積立退職給付債務	△ 730	ニ. 未認識数理計算上の差異	202	ホ. 退職給付引当金残高	△ 528	イ. 勤務費用	70	ロ. 利息費用	27	ハ. 期待運用収益	△ 4	ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	26	ホ. 確定拠出型企業年金への掛金	152	ヘ. 退職給付費用合計	273	イ. 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	ロ. 割引率	2.0%	ハ. 期待運用収益率	0.7%	ニ. 数理計算上の差異の処理年数	10年	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ. 退職給付債務</td><td>△ 1,502</td></tr> <tr> <td>ロ. 年金資産</td><td>688</td></tr> <tr> <td>ハ. 未積立退職給付債務</td><td>△ 813</td></tr> <tr> <td>ニ. 未認識数理計算上の差異</td><td>188</td></tr> <tr> <td>ホ. 退職給付引当金残高</td><td>△ 624</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ. 勤務費用</td><td>96</td></tr> <tr> <td>ロ. 利息費用</td><td>29</td></tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益</td><td>△ 5</td></tr> <tr> <td>ニ. 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>32</td></tr> <tr> <td>ホ. 確定拠出型企業年金への掛金</td><td>174</td></tr> <tr> <td>ヘ. 退職給付費用合計</td><td>327</td></tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>イ. 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>勤続期間比例</td></tr> <tr> <td>ロ. 割引率</td><td>2.0%</td></tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益率</td><td>0.7%</td></tr> <tr> <td>ニ. 数理計算上の差異の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table>	イ. 退職給付債務	△ 1,502	ロ. 年金資産	688	ハ. 未積立退職給付債務	△ 813	ニ. 未認識数理計算上の差異	188	ホ. 退職給付引当金残高	△ 624	イ. 勤務費用	96	ロ. 利息費用	29	ハ. 期待運用収益	△ 5	ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	32	ホ. 確定拠出型企業年金への掛金	174	ヘ. 退職給付費用合計	327	イ. 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	ロ. 割引率	2.0%	ハ. 期待運用収益率	0.7%	ニ. 数理計算上の差異の処理年数	10年
イ. 退職給付債務	△ 1,459																																																												
ロ. 年金資産	728																																																												
ハ. 未積立退職給付債務	△ 730																																																												
ニ. 未認識数理計算上の差異	202																																																												
ホ. 退職給付引当金残高	△ 528																																																												
イ. 勤務費用	70																																																												
ロ. 利息費用	27																																																												
ハ. 期待運用収益	△ 4																																																												
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	26																																																												
ホ. 確定拠出型企業年金への掛金	152																																																												
ヘ. 退職給付費用合計	273																																																												
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例																																																												
ロ. 割引率	2.0%																																																												
ハ. 期待運用収益率	0.7%																																																												
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																												
イ. 退職給付債務	△ 1,502																																																												
ロ. 年金資産	688																																																												
ハ. 未積立退職給付債務	△ 813																																																												
ニ. 未認識数理計算上の差異	188																																																												
ホ. 退職給付引当金残高	△ 624																																																												
イ. 勤務費用	96																																																												
ロ. 利息費用	29																																																												
ハ. 期待運用収益	△ 5																																																												
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	32																																																												
ホ. 確定拠出型企業年金への掛金	174																																																												
ヘ. 退職給付費用合計	327																																																												
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例																																																												
ロ. 割引率	2.0%																																																												
ハ. 期待運用収益率	0.7%																																																												
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																												

(ストックオプション等関係)

第48期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション（１）	平成16年度ストックオプション（２）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式6,070,000株	普通株式6,070,000株
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定条件	平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年8月31日から 平成19年3月23日まで	平成16年8月31日から 平成19年7月7日まで
権利行使期間	平成16年8月31日から 平成26年3月24日まで	平成16年8月31日から 平成26年7月8日まで
	平成16年度ストックオプション（３）	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 97名	当社の従業員及び 関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式7,640,000株	普通株式3,710,000株
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定条件	上場がなされた日または平成18年6月24日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日または平成19年6月23日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年6月24日から 平成26年6月23日まで	平成19年6月23日から 平成27年6月22日まで
	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式1,270,000株	普通株式340,000株
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	上場がなされた日または平成21年4月28日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年4月28日から 平成28年4月27日まで	同左

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

①ストックオプション（新株予約権）の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定前（株）		
期首	2,040,000	2,720,000
付与	0	0
失効	0	0
権利確定	2,040,000	2,040,000
権利未確定残	0	680,000
権利確定後（株）		
期首	3,960,000	3,280,000
権利確定	2,040,000	2,040,000
権利行使	0	0
失効	0	0
権利未行使残	6,000,000	5,320,000
	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定前（株）		
期首	6,960,000	3,680,000
付与	0	0
失効	440,000	230,000
権利確定	0	0
権利未確定残	6,520,000	3,450,000
権利確定後（株）		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—
	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定前（株）		
期首	0	0
付与	1,270,000	340,000
失効	50,000	10,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,220,000	330,000
権利確定後（株）		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利行使価格（円）（注）1	15,823（分割後159）	同左
付与日における公正な評価単価（円） （注）2、3	—	—
	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利行使価格（円）（注）1	15,823（分割後159）	17,666（分割後177）
付与日における公正な評価単価（円） （注）2、3	—	—
	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利行使価格（円）（注）1	19,981（分割後200）	同左
付与日における公正な評価単価（円） （注）2、3	—	—

（注）1. 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。

- 平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち、平成18年4月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。
- 平成18年度ストックオプションのうち、平成18年7月18日付与ストックオプションについては、公正な評価単価に代え、本源的価値（当社株式評価額と行使価格との差額）の見積もりによっております。

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション（１）	平成16年度ストックオプション（２）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式6,070,000株	普通株式6,070,000株
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定条件	平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年8月31日から 平成19年3月23日まで	平成16年8月31日から 平成19年7月7日まで
権利行使期間	平成16年8月31日から 平成26年3月24日まで	平成16年8月31日から 平成26年7月8日まで
	平成16年度ストックオプション（３）	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 97名	当社の従業員及び 関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式7,640,000株	普通株式3,710,000株
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定条件	上場がなされた日または平成18年6月24日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日または平成19年6月23日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年6月24日から 平成26年6月23日まで	平成19年6月23日から 平成27年6月22日まで
	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式1,270,000株	普通株式340,000株
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	上場がなされた日または平成21年4月28日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年4月28日から 平成28年4月27日まで	同左

	平成19年度ストックオプション（１）	平成19年度ストックオプション（２）
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 124名	当社の従業員 1 名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）１	普通株式4,250,000株	普通株式30,000株
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利確定条件	上場がなされた日または平成21年 7 月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1 ずつ権利確定する。	上場がなされた日または平成22年 3 月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1 ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年 7 月19日から 平成29年 7 月18日まで	平成22年 3 月19日から 平成30年 3 月18日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

①ストックオプション（新株予約権）の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利確定前（株）		
期首	—	680,000
付与	—	0
失効	—	0
権利確定	—	680,000
権利未確定残	—	0
権利確定後（株）		
期首	6,000,000	5,320,000
権利確定	0	680,000
権利行使	0	0
失効	0	0
権利未行使残	6,000,000	6,000,000
	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利確定前（株）		
期首	6,520,000	3,450,000
付与	0	0
失効	520,000	310,000
権利確定	0	0
権利未確定残	6,000,000	3,140,000
権利確定後（株）		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—
	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利確定前（株）		
期首	1,220,000	330,000
付与	0	0
失効	80,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	1,140,000	330,000
権利確定後（株）		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成19年度ストックオプション（１）	平成19年度ストックオプション（２）
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利確定前（株）		
期首	0	0
付与	4,250,000	30,000
失効	110,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	4,140,000	30,000
権利確定後（株）	—	—
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8月31日	平成16年 8月31日
権利行使価格（円）（注）1	15,823（分割後159）	同左
付与日における公正な評価単価（円）（注）2、3	—	—
	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1月11日、平成17年 1月28日 平成17年 5月24日、平成17年 6月22日	平成18年 2月14日
権利行使価格（円）（注）1	15,823（分割後159）	17,666（分割後177）
付与日における公正な評価単価（円）（注）2、3	—	—
	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4月28日	平成18年 7月18日
権利行使価格（円）（注）1	19,981（分割後200）	同左
付与日における公正な評価単価（円）（注）2、3	—	0
	平成19年度ストックオプション（1）	平成19年度ストックオプション（2）
付与日	平成19年 7月27日	平成20年 3月31日
権利行使価格（円）（注）1	450	同左
付与日における公正な評価単価（円）（注）2、3	0	0

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6日付けで、普通株式 1株を100株とする株式分割を行っております。

2. 平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち平成18年 4月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。

3. 平成18年度ストックオプションのうち平成18年 7月18日付与ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（DCF法による評価額と行使価格との差額）の見積もりによっております。

第48期（平成19年3月31日）	第49期（平成20年3月31日）
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) 繰延税金資産（流動） 賞与引当金繰入超過額 979 未払事業税 285 その他 197 1,462 繰延税金資産（固定） 退職給付引当金超過額 214 子会社投資損失引当金 234 その他 154 603 繰延税金資産合計 2,065 繰延税金負債（固定） その他有価証券評価差額金 467 法人税法上の子会社株式譲渡損 1,016 繰延税金負債合計 1,484 繰延税金資産の純額 581	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) 繰延税金資産（流動） 賞与引当金繰入超過額 1,161 未払事業税 551 その他 188 1,901 繰延税金資産（固定） 退職給付引当金超過額 254 子会社投資損失引当金 234 その他 240 729 繰延税金資産合計 2,630 繰延税金負債（固定） その他有価証券評価差額金 68 繰延税金負債合計 68 繰延税金資産の純額 2,562
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.6% (調整) 評価性引当額の影響等 △ 14.6% 交際費等永久に損金に算入されない項目 1.0% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △ 0.4% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 26.6%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。

(関連当事者情報)

第48期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(1) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	日興コーポリアル証券株式会社	東京都千代田区	100,000	証券業	なし	なし	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払 (注1)	16,595	未払手数料	3,166

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号）を早期に適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に加えて、親会社又は重要な関連会社に関する注記が開示対象に追加されております。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	日興コーポリアル証券株式会社	東京都千代田区	100,000	証券業	なし	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払 (注1)	19,162	未払手数料	2,977

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シティグループ・インク（ニューヨーク証券取引所等に上場）

シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社

株式会社日興コーディアルグループ

（注）平成20年5月1日、シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社と株式会社日興コーディアルグループは合併し、日興シティホールディングス株式会社に名称変更しております。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロンドン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下の通りであります。なお、下記数値は平成19年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	8,817百万円
負債合計	2,727百万円
純資産合計	6,090百万円

営業収益	13,173百万円
税引前当期純利益	5,719百万円
当期純利益	4,873百万円

(1株当たり情報)

第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	226円92銭	1株当たり純資産額	229円33銭
1株当たり当期純利益	54円89銭	1株当たり当期純利益	43円54銭
当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。当該株式分割が平成17年4月1日に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報は、以下の通りであります。 1株当たり純資産額 177円73銭 1株当たり当期純利益 22円97銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当期純利益（百万円）	10,060	8,012
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（百万円）	10,060	8,012
普通株式の期中平均株式数（千株）	183,272	184,023
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成16年度ストックオプション（1）6,000,000株、平成16年度ストックオプション（2）6,000,000株、平成16年度ストックオプション（3）6,520,000株、平成17年度ストックオプション3,450,000株、平成18年度ストックオプション1,550,000株。	平成16年度ストックオプション（1）6,000,000株、平成16年度ストックオプション（2）6,000,000株、平成16年度ストックオプション（3）6,000,000株、平成17年度ストックオプション3,140,000株、平成18年度ストックオプション1,470,000株、平成19年度ストックオプション（1）4,140,000株、平成19年度ストックオプション（2）30,000株。

(重要な後発事象)

第48期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 新株発行に対する払込

当社は、平成18年4月27日開催の臨時株主総会及び平成19年3月28日開催の取締役会にて、645,000株の第三者割当による当社普通株式の発行を決議いたしました。決済金額は期日に払込まれております。

① 割当先	日興アセットマネジメント社員持株会
② 発行価額	1株につき金200円
③ 資本組入額	100円
④ 払込期日	平成19年4月13日

2. 株式の取得

当社は、平成19年4月20日をもって中国の融通(ロンドン)基金管理有限公司株式の40%を取得いたしました。

① 主旨及び目的	事業の拡大
② 株式取得先	同社既存大株主からの譲受
③ 会社名	融通(ロンドン)基金管理有限公司
④ 事業内容	アセットマネジメント業
⑤ 規模	平成18年12月31日現在
	営業収益 1,959百万円
	営業利益 356百万円
	当期純利益 300百万円
	総資産 2,379百万円
	純資産 2,281百万円

3. 投資有価証券の繰上償還

当社が投資有価証券として保有しているP F日興・ピムコ・海外短期債券ファンド（適格機関投資家転売制限付）（2,585百万円 当事業年度末現在）が平成19年8月6日に繰上償還されることを、平成19年5月29日に金融庁に届出ております。

4. 新株予約権（ストックオプション）の発行

当社は、平成19年6月28日開催の第48期定時株主総会において、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する決議をいたしました。

- | | |
|-----------------------|--|
| ① 対象者 | 当社及び関係会社の取締役・従業員 |
| ② 新株予約権の数 | 430個 |
| ③ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 当社普通株式 4,300,000株 |
| ④ 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| ⑤ 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり金450円 |
| ⑥ 新株予約権の行使期間 | 募集事項を決定する取締役会決議日から2年を経過した日の翌日より8年以内。新株予約権の行使時において当社が株式公開していることを要するが、募集事項を決定する取締役会決議日から5年を経過した日まで |

に当社が株式公開しない場合には、当社は当該新株予約権を取得することができ

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 新株発行に対する払込

当社は、平成20年6月9日開催の定時株主総会及び同日開催の取締役会にて、965,000株の第三者割当による当社普通株式の発行を決議いたしました。決済金額は期日に払込まれております。

- | | |
|---------|-------------------|
| ① 割当先 | 日興アセットマネジメント社員持株会 |
| ② 発行価額 | 1株につき金239円 |
| ③ 資本組入額 | 1株につき金119円50銭 |
| ④ 払込期日 | 平成20年6月23日 |

1. 当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第50期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第50期中間会計期間末
(平成20年9月30日現在)

資産の部

流動資産

現金及び預金		30,012
有価証券		924
未収委託者報酬		8,318
未収収益		1,266
その他	※ 2	1,328
流動資産合計		41,851

固定資産

有形固定資産	※ 1	1,035
無形固定資産		113
投資その他の資産		
投資有価証券		1,792
関係会社株式		8,154
長期差入保証金		1,037
繰延税金資産		1,021
その他		60
子会社投資損失引当金		△576
投資その他の資産合計		11,490
固定資産合計		12,640
資産合計		54,491

(単位：百万円)

第50期中間会計期間末
(平成20年9月30日現在)

負債の部	
流動負債	
未払金	4,598
未払費用	6,024
未払法人税等	405
未払消費税等	77
賞与引当金	893
役員賞与引当金	135
その他	98
流動負債合計	12,233
固定負債	
退職給付引当金	654
その他	102
固定負債合計	757
負債合計	12,990
純資産の部	
株主資本	
資本金	16,403
資本剰余金	
資本準備金	4,272
その他資本剰余金	4
資本剰余金合計	4,277
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	20,901
利益剰余金合計	20,901
株主資本合計	41,581
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△80
評価・換算差額等合計	△80
純資産合計	41,500
負債純資産合計	54,491

（２）中間損益計算書**（単位：百万円）**

第50期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		
営業収益		
委託者報酬		34,178
その他営業収益		1,588
営業収益合計		35,766
営業費用及び一般管理費	※ 1	32,320
営業利益		3,446
営業外収益	※ 2	394
営業外費用	※ 3	71
経常利益		3,769
特別利益	※ 4	38
特別損失	※ 5	361
税引前中間純利益		3,447
法人税、住民税及び事業税		390
法人税等調整額		1,055
中間純利益		2,002

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	第50期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	16,287
当中間期変動額	
新株の発行	115
当中間期変動額合計	115
当中間期末残高	16,403
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	4,157
当中間期変動額	
新株の発行	115
当中間期変動額合計	115
当中間期末残高	4,272
その他資本剰余金	
前期末残高	4
当中間期末残高	4
資本剰余金合計	
前期末残高	4,161
当中間期変動額	
新株の発行	115
当中間期変動額合計	115
当中間期末残高	4,277
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	21,660
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,760
中間純利益	2,002
当中間期変動額合計	△758
当中間期末残高	20,901
利益剰余金合計	
前期末残高	21,660
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,760
中間純利益	2,002
当中間期変動額合計	△758
当中間期末残高	20,901
株主資本合計	
前期末残高	42,109
当中間期変動額	
新株の発行	230
剰余金の配当	△2,760

中間純利益	<u>2,002</u>
当中間期変動額合計	<u>△528</u>
当中間期末残高	<u>41,581</u>
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	99
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	<u>△180</u>
当中間期変動額合計	<u>△180</u>
当中間期末残高	<u>△80</u>
評価・換算差額等合計	
前期末残高	99
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	<u>△180</u>
当中間期変動額合計	<u>△180</u>
当中間期末残高	<u>△80</u>
純資産合計	
前期末残高	42,208
当中間期変動額	
新株の発行	230
剰余金の配当	△2,760
中間純利益	2,002
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	<u>△180</u>
当中間期変動額合計	<u>△708</u>
当中間期末残高	<u>41,500</u>

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	第50期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、 売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。但し、ソフトウェア (自社利用分)については、社内における利用可 能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支 給見込額に基づき、当中間会計期間負担額を計上 しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支給 見込額に基づき、当中間会計期間負担額を計上し ております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末 における退職給付債務及び年金資産の見込額に 基づき、当中間会計期間末において発生している と認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時にお ける従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年 数(10年)で按分した額をそれぞれ発生の翌事 業年度から費用処理することとしております。 (4) 子会社投資損失引当金 子会社株式の実質価額の低下による損失に備 えて、純資産価額等を勘案して必要と認められる 額を計上しております。
4 その他中間財務諸表作成のため の基本となる重要な事項	消費税等の会計処理について 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式に よっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期 間の費用として処理しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第50期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
該当事項はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第50期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 752 百万円 ※2. 信託資産 その他流動資産のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。 ※3. 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドンウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務107百万円に対して保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

第50期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	375 百万円
無形固定資産	29 百万円
※2 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	1 百万円
受取配当金	6 百万円
時効成立分配金・償還金	98 百万円
有価証券売却益	156 百万円
有価証券償還益	42 百万円
※3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	7 百万円
時効成立後支払分配金・償還金	24 百万円
※4 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	38 百万円
※5 特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券売却損	111 百万円
投資有価証券評価損	249 百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第50期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式(注)	184,047,500	965,000	—	185,012,500

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加965,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (百万円)
		前事業年度末	当中間会計 期間増加	当中間会計 期間減少	当中間会計 期間末	
平成16年度ストックオプション（１）	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
平成16年度ストックオプション（２）	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
平成16年度ストックオプション（３）	普通株式	6,000,000	—	270,000	5,730,000	—
平成17年度ストックオプション	普通株式	3,140,000	—	150,000	2,990,000	—
平成18年度ストックオプション	普通株式	1,470,000	—	40,000	1,430,000	—
平成19年度ストックオプション（１）	普通株式	4,140,000	—	60,000	4,080,000	—
平成19年度ストックオプション（２）	普通株式	30,000	—	—	30,000	—
合計		26,780,000	—	520,000	26,260,000	—

(注) 1. 平成16年度ストックオプション（１）のうち、6,000,000株は、権利行使期間の初日が到来しております。

2. 平成16年度ストックオプション（２）のうち、6,000,000株は、権利行使期間の初日が到来しております。

3. 平成16年度ストックオプション（３）、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション（１）及び平成19年度ストックオプション（２）は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 平成16年度ストックオプション（３）、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション（１）の減少は、新株予約権の消滅によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	2,760	15	平成20年3月31日	平成20年6月10日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第50期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 該当事項はありません。			
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料			
1年内	906	百万円	
1年超	1,394	百万円	
合計	2,300	百万円	

(有価証券関係)

第50期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

1 その他有価証券で時価のあるもの

区 分	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
① 株式	7	20	13
② その他	2,624	2,474	△149
合 計	2,631	2,495	△136

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期末においてはその他投資有価証券について、249百万円の減損処理を行っております。

2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区 分	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	905	655	△249
合 計	905	655	△249

3 時価評価されていない主な有価証券の内容

区 分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	3,780
関連会社株式	2,892
その他有価証券	
① 非上場株式	121
② その他	100

(持分法損益等)

第50期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	(単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額	2,892
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	5,046
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	665

(ストックオプション等関係)

第50期中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第50期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1株当たり純資産額	224円31銭
1株当たり中間純利益	10円84銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高はありますが、非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので希薄化効果を算定できないため、記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第50期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
中間純利益 (百万円)	2,002
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-
普通株式に係る中間純利益 (百万円)	2,002
普通株式の期中平均株式数 (千株)	184,569
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成16年度ストックオプション(1) 6,000,000株 平成16年度ストックオプション(2) 6,000,000株 平成16年度ストックオプション(3) 5,730,000株 平成17年度ストックオプション 2,990,000株 平成18年度ストックオプション 1,430,000株 平成19年度ストックオプション(1) 4,080,000株 平成19年度ストックオプション(2) 30,000株

(重要な後発事象)

第50期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

名 称	資本金の額 (平成20年9月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成20年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
日興コーディアル証券株式会社	100,000百万円 (平成20年9月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日興アセットマネジメント株式会社	16,403百万円 (平成21年5月末現在)	証券投資信託の設定を行なうとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行なっています。

2【関係業務の概要】**(1) 受託会社**

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】**(1) 受託会社**

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成20年12月26日	有価証券報告書
平成20年12月26日	有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成20年11月5日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

公認会計士 柴 毅

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている働くサイフの平成20年3月29日から平成20年9月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、働くサイフの平成20年9月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年5月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

公認会計士 柴 毅

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている働くサイフの平成20年9月30日から平成21年3月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、働くサイフの平成21年3月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鳥 飼 裕 一
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象2. に、株式の取得に関する記載がある。
2. 重要な後発事象4. に、新株予約権（ストックオプション）の発行に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鳥 飼 裕 一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月18日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 柴 毅

指定社員
業務執行社員

公認会計士 辻 村 和 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。